

障害者総合支援法関連の制度改正等について

1 障害者総合支援法等について

障害福祉サービス等の体系①（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	施設・事業所数	対前年比	
訪問系	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) ● 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	1,362	101.0%
		重度訪問介護 ●	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	1,299	101.2%
		同行援護 ● 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	510	91.9%
		行動援護 ● 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	80	98.8%
		重度障害者等包括支援 ● 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う	0	-
日中活動系	介護給付	短期入所(ショートステイ) ● 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	279	107.3%
		療養介護 ●	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	10	100.0%
		生活介護 ●	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	458	104.6%
施設系		施設入所支援 ●	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	109	100.0%
居住支援系	介護給付	自立生活援助 ●	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う	12	133.3%
		共同生活援助(グループホーム) ●	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	291	119.8%
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練(機能訓練) ●	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	9	90.0%
		自立訓練(生活訓練) ●	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	41	102.5%
		就労移行支援 ●	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	102	94.4%
		就労継続支援(A型) ●	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	149	98.0%
		就労継続支援(B型) ●	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	674	104.5%
		就労定着支援 ●	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	35	106.1%

(注)1. 表中の「●」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 施設・事業所数は令和2年4月1日時点での県内の状況。

障害福祉サービス等の体系②（障害児支援、相談支援）

		サービス内容	施設・事業所数	対前年比	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	374	110.3%
		医療型児童発達支援 ● 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	5	80.0%
		放課後等デイサービス ● 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	738	109.3%
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型発達支援 ● 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	12	150.0%
		保育所等訪問支援 ● 児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	89	117.1%
障害児入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設 ● 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	11	157.1%
		医療型障害児入所施設 ● 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	9	112.5%
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ● 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	397	99.3%
		障害児相談支援 ● 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	306	102.3%
		地域移行支援 ●	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	136	103.0%
		地域定着支援 ●	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	128	104.1%

(注)1. 表中の「●」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 施設・事業所数は令和2年4月1日時点での県内の状況。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正①

(令和3年厚生労働省令第10号)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた議論等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の一部を改正（施行期日：令和3年4月1日）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

1 全サービス関係

(1) 虐待防止対策の強化について

利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。

(2) 感染症対策の強化について

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付けるものとする。

(3) 業務継続に向けた取組の強化について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けるものとする。

(4) 常災害対策の強化について

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。

(5) ハラスメント対策の強化について

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。

4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正②

(令和3年厚生労働省令第10号)

(6) 重要事項の備え置きを可能とする取扱いについて

利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とするものとする。

2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援関係

サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。

3 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

療養介護計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

4 生活介護、自立訓練、就労継続支援B型関係

通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

5 就労移行支援関係

就労支援員の常勤要件を廃止するものとする。また、通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないものとする。

6 就労継続支援A型関係

厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。また、4に準じた改正を行うものとする。

7 就労定着支援関係

利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とするものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正③

(令和3年厚生労働省令第10号)

8 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、療養介護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

9 その他

共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日まで延長するものとする。

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）における児童発達支援、基準該当児童発達支援、放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービスについて、従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除するものとする。

また、医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができるものとする。さらに、看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

主として知的障害のある児童又は盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とするものとする。

6

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正④

(令和3年厚生労働省令第10号)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）

指定特定相談支援事業者は、福祉サービス等を提供する者との連携等に努めなければならないものとする。また、指定特定相談支援事業者が従たる事業所を設置できるものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第29号）

一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和4年3月31日まで延長するものとする。

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和4年3月31日まで延長するものとする。

○経過措置

- (1) 虐待防止等のための対応及び身体拘束等の適正化に係る対応について、1年間の経過措置を設ける。
- (2) 感染症への対応について、3年間の経過措置を設ける。
- (3) 現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者並びに現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者について、令和5年3月31日までの間、児童指導員又は保育士の合計数に障害福祉サービス経験者を含められる。
- (4) 現に指定を受けている主として知的障害児又は盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数の要件について、令和4年3月31日までの間、なお従前の例による。
- (5) 現に指定を受けている福祉型児童発達支援センターの児童指導員及び保育士の総数の要件について、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7

障害福祉サービスの適切な運営等①

項目	留意事項
障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直し	<p>○国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化 令和3年度においては、国保連と市町村間の調整事務の負担軽減に向け、国保連へ個別に依頼して受領していた台帳情報等について、市町から適宜取得可能とする改修を行う予定。</p> <p>○審査支払事務の円滑な実施 一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。</p>
令和3年度報酬改定における各種加算等の届出時期	<p>障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、4月から加算等の算定を開始する場合、3月15日までに県知事へ届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成30年度報酬改定の際の取扱いと同様に、4月中に届出がなされた新規の加算等については、4月1日に遡って算定することを可能とする取扱いとする。</p>
障害福祉サービス事業所における運営規程等の掲示	<p>障害福祉サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所（一般的には、玄関や入口等）に掲示することを事業所に求めているが、例えば、「従業員の勤務の体制」については、例えば、管理者、介護職員等の職種ごと、日勤・夜勤ごと、常勤・非常勤ごとの人数を掲示することにより従業員の勤務体制がわかるようにする趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求める趣旨ではない。</p>
同行援護従業者要件の経過措置	<p>地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、令和3年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす経過措置を設けているが、本経過措置については令和6年3月31日まで延長する。</p> <p>なお、実務経験が3年以上の介護福祉士等を同行援護従業者養成研修応用課程の修了者とみなす経過措置等は平成30年3月31日に廃止済なので再確認されたい。8</p>

障害福祉サービスの適切な運営等②

項目	留意事項
行動援護	<p>○居宅内での行動援護の利用について 平成26年4月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要なサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。</p> <p>○支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について 行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。</p> <p>○従業者要件に係る経過措置について 行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けているが、当該経過措置を令和3年3月31日までから令和6年3月31日まで延長することとする。ただし、令和3年度以降に新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するものは、本経過措置の対象外となるのでご留意願いたい。</p>

障害福祉サービスの適切な運営等③

項目	留意事項
重度訪問介護等の適切な支給決定	<p>○重度訪問介護等に係る支給決定事務</p> <p>① 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にとどのような支援が必要かを個別具体的に判断するべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう留意。</p> <p>② 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化されているが、これは利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。</p> <p>③ 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられている。 短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。</p> <p>④ 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられている。</p>

障害福祉サービスの適切な運営等④

項目	留意事項
重度訪問介護等の適切な支給決定	<p>(続き)</p> <p>重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。</p> <p>なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱いについて」（平成12年11月16日付老振第76号）は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意。</p> <p>また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう留意。</p> <p>○同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応 同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。</p> <p>居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。</p>
居宅介護における通院等介助等	<p>居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等が示されているが、具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、院内の移動に介助が必要な場合、知的・行動障害等のため見守りが必要な場合、排せつ介助を必要とする場合等が想定されるので、参考としていただきたい。</p>

障害福祉サービスの適切な運営等⑤

項目	留意事項
居宅介護における通院等介助等	<p>(続き)</p> <p>なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。</p> <p>また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。</p>
支給決定の際に勘案すべき事項	<p>障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。</p> <p>これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既に示されているが、平成30年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているため、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意。</p> <p>また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう留意。</p>
グループホームの防火安全対策等の徹底	<p>グループホームの防火安全対策は、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているが、市町においては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。</p> <p>非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、市町においては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図るようお願いする。</p>

12

障害福祉サービスの適切な運営等⑥

項目	留意事項
グループホームの防火安全対策等の徹底	<p>(続き)</p> <p>また、令和3年度から各種運営基準の見直し（感染症や災害への対応、障害者虐待防止、身体拘束等の適正化）がなされることを踏まえ、都道府県並びに市町村におかれては、事業者への運営基準の見直しの周知や必要な助言等についてお願いする。</p>
グループホームにおけるサービスの質の確保	<p>日中サービス支援型グループホームについては、基準省令第213条の10才及び解釈通知第十五の4（3）④において、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、協議会等（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上）実施状況等を報告し、当該実施状況等について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされているが、形骸化しているとの指摘がある。</p> <p>また、近年、これまで障害保健福祉施策に関わりが乏しい事業者の参入が多くみられる状況がある。</p> <p>市町においては、上記を踏まえ、グループホームにおけるサービスの質の確保を図るための必要な助言・指導についてお願いする。</p>

業務管理体制の整備①

- 平成24年4月から指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられた。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行うこととなる。

【業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

【業務管理体制の整備について】

事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、**事業運営の適正化を図るための体制**が整備されているかどうかを指す。具体的には、事業所等職員の**法令遵守を確保するための責任者が置かれていること**、事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「**法令遵守規程**」の整備、外部監査などによる「**業務執行の状況の監査**」が行われていることが必要とされる。

【事業者規模別届出事項】

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	" 主たる事業所の所在地
	" 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」（注1）の氏名、生年月日
事業所等の数が 20以上 の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」（注2）の概要
事業所等の数が 100以上 の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（注1）法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

（注2）業務が法令に適合することを確保するための規程

【事業所の数え方について】

- 事業所等の数は、その**指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等**と数える。
- 事業所番号が同一でも、**サービス種類が異なる場合は、異なる事業所**として数える。
例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなる。

14

業務管理体制の整備②

【届出先】

	事業所等の区分	届出先
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 (厚生労働本省障害保健福祉部企画課監査指導室)
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町
③	①及び②以外の事業者	兵庫県（県民局又は本庁） 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市

※ 兵庫県を届出先とする場合は、法人所在地を所管する県民局に提出。

神戸市所在の法人が複数市で事業を行う場合の届出先は県庁（障害者総合支援法分：障害福祉課 児童福祉法分：障害者支援課）。

※ ③について、障害者総合支援法に基づく事業を神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市の各市内のみで実施する事業者はそれぞれの市に、児童福祉法に基づく事業を神戸市内のみで実施する事業者は神戸市に提出。

※ 複数の市で事業を実施する事業者は兵庫県に提出。

【休止・廃止の届出時期の変更】

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わった。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までには廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなった。

【休止・廃止時の利用者へのサービス確保】

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられた。
この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができる。

【連座制の見直し】

- 指定取り消しの理由となった不正行為に法人の組織的関与が確認された場合に、連座制が適用。
- 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加。

【指定・更新の際、連座制の及ぶサービス類型】

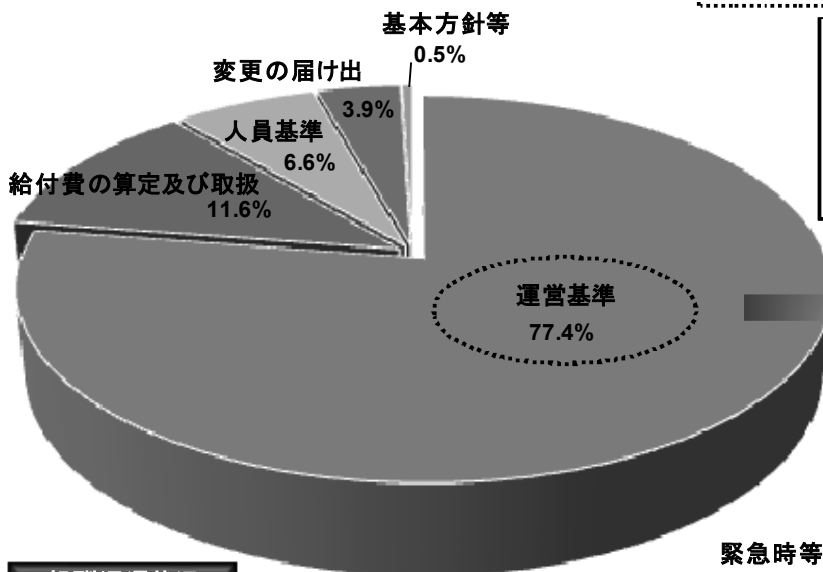
障害福祉サービスⅠ（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護） 障害福祉サービスⅡ（生活介護（※）、短期入所）
障害福祉サービスⅢ（重度障害者等包括支援） 障害福祉サービスⅣ（共同生活援助）
障害福祉サービスⅤ（※）（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） 障害者支援施設 地域相談支援 計画相談支援
障害児通所支援 障害児入所支援 障害児相談支援 ※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

15

2 事業者の指定・指導等について

令和元年度実地指導における是正改善項目（居宅系）

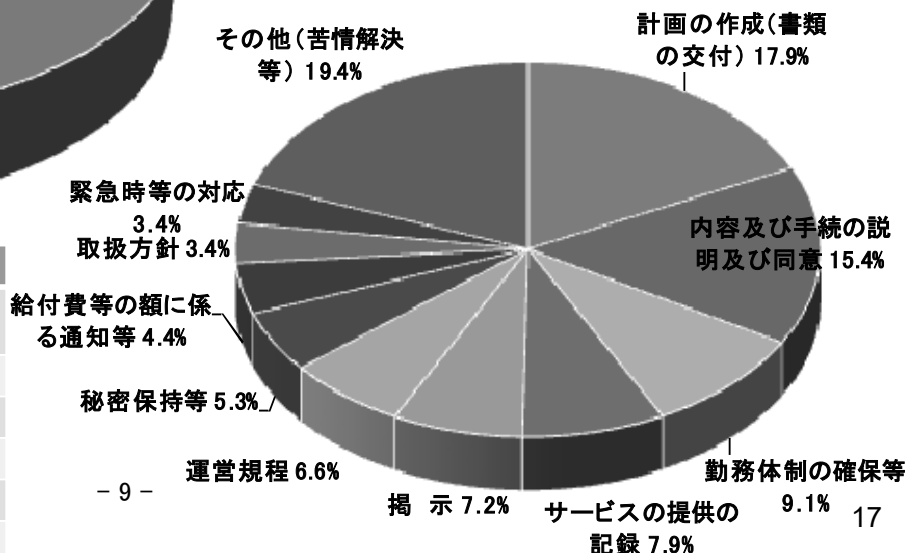
<是正改善項目>



居宅系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援

- 「是正改善項目」について、「運営基準」によるものが77.4%で最も多く、次いで「給付費の算定及び取扱」（11.6%）、「人員基準」（6.6%）。
- 運営基準の是正内容について、「計画の作成（書類の交付）」、「内容及び手続の説明及び同意」、「勤務体制の確保等」、「サービスの提供の記録」で全体の半数を占めている。

<運営基準の内容>



報酬返還状況

区分	令和元年度	平成30年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	1,790千円	533千円
短期入所	1,093千円	1,079千円
自立生活援助	0千円	0千円
共同生活援助	6,984千円	889千円
一般相談支援	0千円	0千円
居宅系計	9,867千円	2,501千円

令和2年度中の兵庫県下の障害福祉サービス事業者等の処分案件

処分者	サービス名	取消・効力停止年月日	処分	概要	処分理由
兵庫県	居宅介護 重度訪問介護	2020/4/10	指定取消	運営基準違反	下記について改善命令を行ったが、当該命令に従わず、必要な措置がとられていない。 ・従業員の長時間勤務 ・特定事業所加算の算定要件を満たしていない
				人員基準違反	サービス提供責任者が不在であり、適正配置命令を行ったが、当該命令に従わず、必要な措置がとられていない。
	就労継続支援B型	2021/1/14	指定取消	不正請求	利用者が欠席した日にサービスを提供したのとして算定し、基本報酬を不正に請求した。
	児童発達支援 放課後等デイサービス (多機能)	2021/3/1	指定の 一部効力の停止 (6か月)	不正請求	利用実績がない日の報酬を請求した。
神戸市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2020/12/1	指定取消	不正請求	虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、不正に報酬を請求し受領した。
姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス	2020/8/1	指定取消	人員基準違反	常勤のサービス提供職員を配置していなかった。
				不正請求	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、障害児通所給付費を不正に過大に請求し、これを受領した。
				虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否	常勤のサービス提供職員を配置していなかったが配置していたとして、また、勤務実態がない者をサービス提供職員として配置していたとして虚偽の勤務実績表、タイムカード等を作成し、県及び市に提出した。 給付費請求に係る書類、給与関係書類、雇用契約書等の提出を拒否した。
				虚偽の答弁	市職員の質問に対し、法人代表者が従業員の勤務状況及び従業員の給与支払方法について虚偽の答弁を行った。
				障害児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為	実務経験が不足している従業者を児童発達支援管理責任者にするため、当該事業所での実務経験の期間を増した虚偽の実務経験証明書を作成し、他の事業所に提供した。
	放課後等デイサービス	2020/8/1	指定取消	人員基準違反	常勤専任の児童発達支援管理責任者を配置していなかったり、実務経験の要件を満たしていなかった。 常勤のサービス提供職員を配置していなかった。
				不正請求	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、障害児通所給付費を不正に過大に請求し、これを受領した。
				虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否	常勤のサービス提供職員を配置していなかったが配置していたとして、また、勤務実態がない者をサービス提供職員として配置していたとして虚偽の勤務実績表、タイムカード等を作成し、県及び市に提出した。 給付費請求に係る書類、給与関係書類、雇用契約書等の提出を拒否した。
				虚偽の答弁	市職員の質問に対し、法人代表者が従業員の勤務状況及び従業員の給与支払方法について虚偽の答弁を行った。
				障害児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為	実務経験が不足している従業者を児童発達支援管理責任者とするため、当該事業所での実務経験の期間を増した虚偽の実務経験証明書を作成した。 その上で、当該事業所と他の事業所がそれぞれ作成した虚偽の実務経験証明書を添付し、児童発達支援管理責任者の変更届を県に提出した。

処分者	サービス名	取消・効力停止年月日	処分	概要	処分理由
尼崎市	児童発達支援 放課後等デイサービス	2021/1/1	一部効力停止 (6か月)	不正請求	「指導員加配加算」の要件である児童指導員等の加配がされていなかったにもかかわらず、不正に算定し、受領した。
				不正又は著しく不当な行為	事業所に従事する見込みのない者を児童発達支援管理責任者と記載し、また、非常勤の保育士等を、常勤の児童指導員として配置していると記載して、虚偽の届出を行った。 定員超過の実態を知りつつ、新規利用者の受け入れを続け、実態と異なるサービス提供実績記録票を作成し、障害児通所給付費を請求した。
	児童発達支援 放課後等デイサービス	2020/12/4	指定取消	人員基準違反	サービス提供職員の員数が不足していたこと及び常勤の児童発達支援管理責任者、常勤のサービス提供職員が配置されていなかった。
				運営基準違反	利用者負担額を適正に受領していなかった。 常時1人以上の従業者を従事させていなかった。 管理者は、事業所における管理業務を一元的に行っておらず、必要な指揮命令を行っていなかった。 他の法人が運営する事業所の従業員によりサービス提供をしていた。 サービス提供に係る必要な事項の提供記録を整備していなかった。
				不正請求	必要とされる常勤の児童発達支援管理責任者を配置せず、また、必要とされるサービス提供職員の員数が不足しているにもかかわらず、利用者を受け入れ、人員欠如による減算を行わず不正に請求した。
				虚偽報告	監査において、虚偽の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出した。
				不正の手段による指定	常勤で勤務する予定としていた管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、指導員がいずれも常勤で勤務できなくなったにもかかわらず、虚偽申請の状態にて指定を受け、事業を開始した。
西宮市	放課後等デイサービス	2021/1/1	全部効力停止 (3か月)	不正請求	加算算定に関し、その届出及びその後の指定更新申請において提出された書類に記載の職員が、実際には勤務実態が無く、加算要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を不正に請求した。

3 相談支援体制等の充実について

相談支援の充実等について

【相談支援従事者研修制度、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修制度について】

○令和元年度からサービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成に係る研修制度を見直し、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとされた。あわせて、更新研修が創設され、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとされている。また、令和2年度からは、相談支援従事者養成研修についても内容、方法および時間数について告示の改正が行われ、新たなカリキュラムにより研修を実施している。

○県では、新たな研修制度に基づく相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成を円滑に進めていくとともに、特に更新研修については、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないように、計画的な受講体制を整備する。

○地域における人材養成や地域作りの中核を担う人材を早期に養成する観点から、基幹相談支援センターに配置されることが見込まれる主任相談支援専門員の養成するに当たり、市町との連携を図り、計画的な養成を行う。

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成22年厚生労働省告示第340号）（特区告示）を令和3年3月31日限り廃止することとなったが、特区告示により読み替えて適用するサービス管理告示に定めるサービス管理責任者資格要件を満たすサービス管理責任者及びサービス管理告示に規定するサービス管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本件告示の規定は、なおその効力を有することとされた。

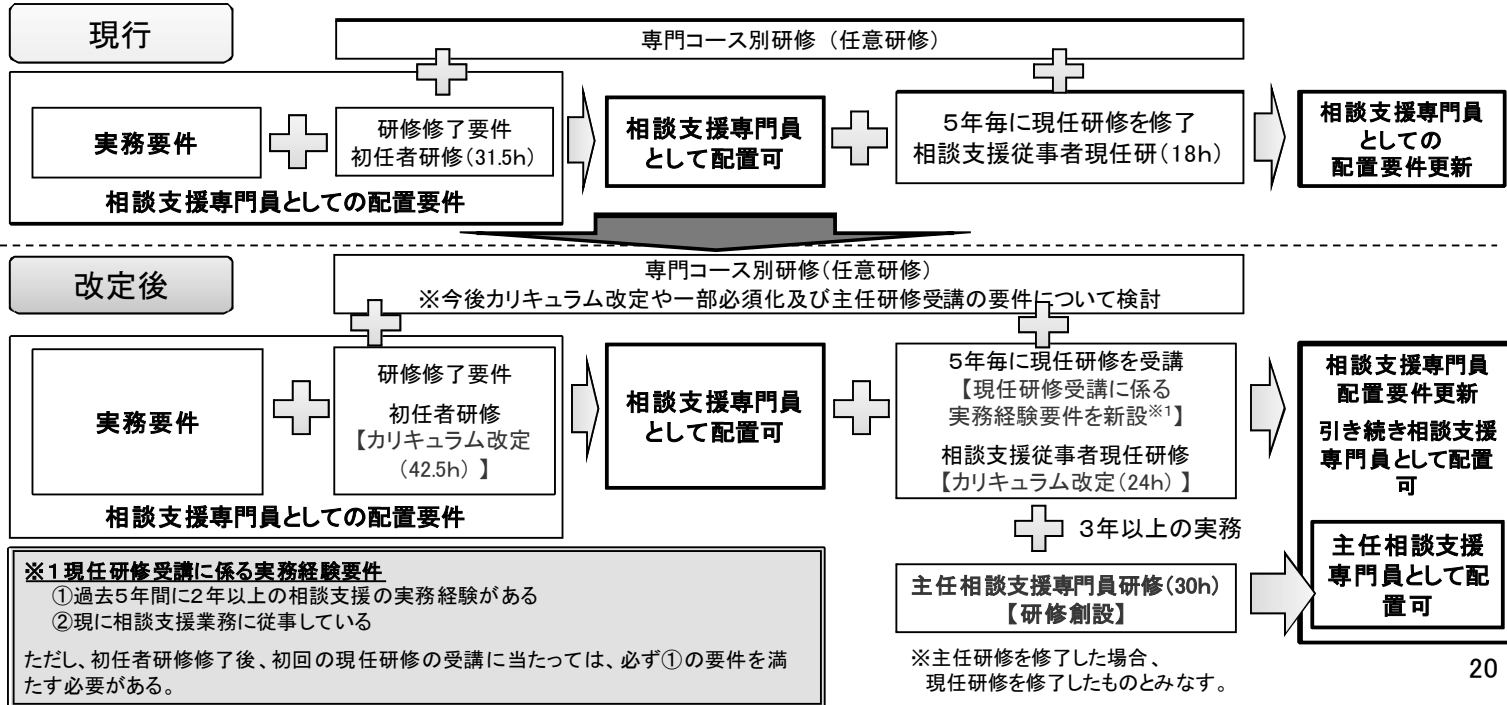
【基幹相談支援センターの設置促進について】

○計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、指定相談支援事業所の数は増加し、従事する相談支援専門員の数も増加している。一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実・強化に向けた取組が求められている。この取組の中核となる基幹相談支援センターについて未設置市町は地域の相談支援体制の充実を図る観点から設置を進められたい。

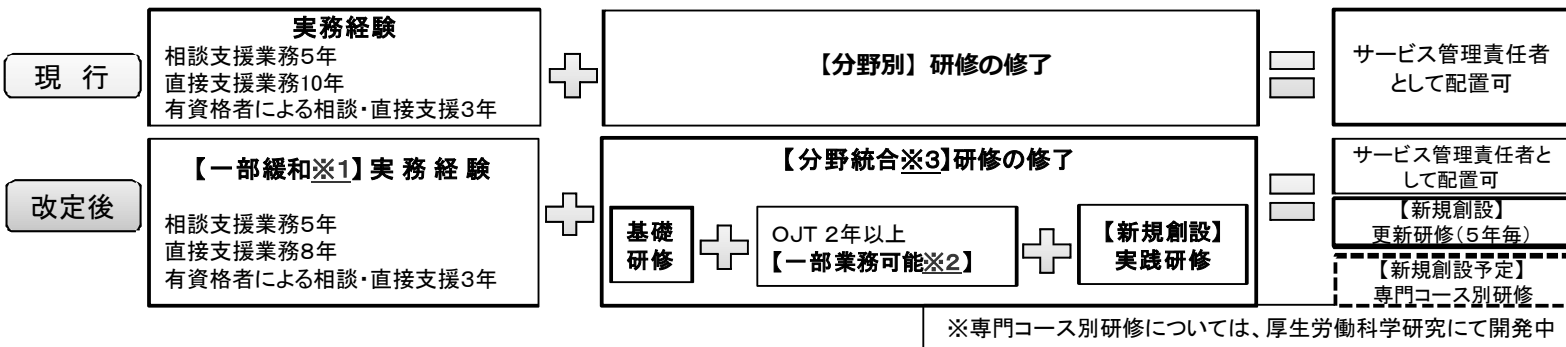
○令和元年度に地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センター等において計画相談支援等によるモニタリング内容を検証する手法等に関する手引きが国において作成された。別途、県に情報提供される予定のため、併せて各市町に伝達する予定としている。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

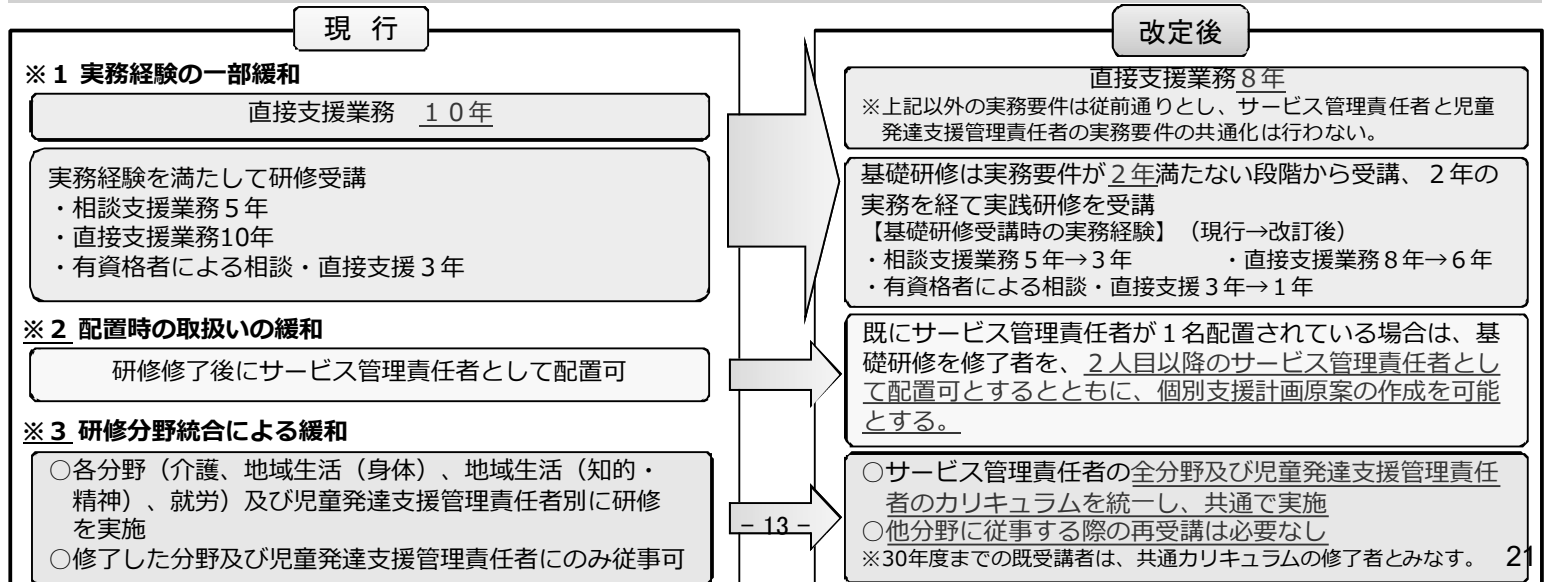
- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の更新時は従前の例による。←令和元年度までに初任者研修、現任研修、主任研修を修了し、修了日の翌年度から起算して5年目の年度末までに初めて現任研修を受講する場合は、注1の①②の要件を満たしてなくても受講対象者とみなす。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



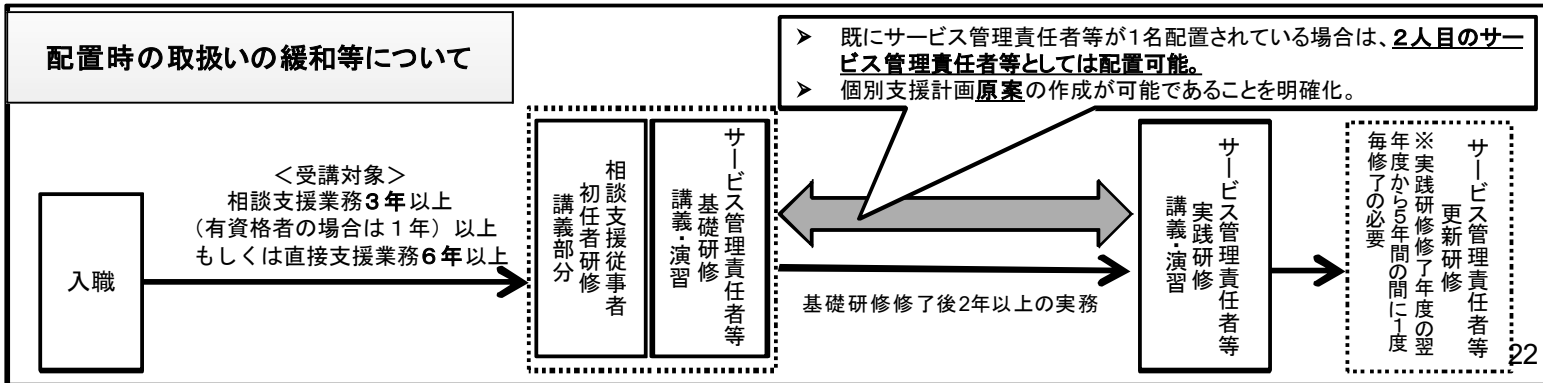
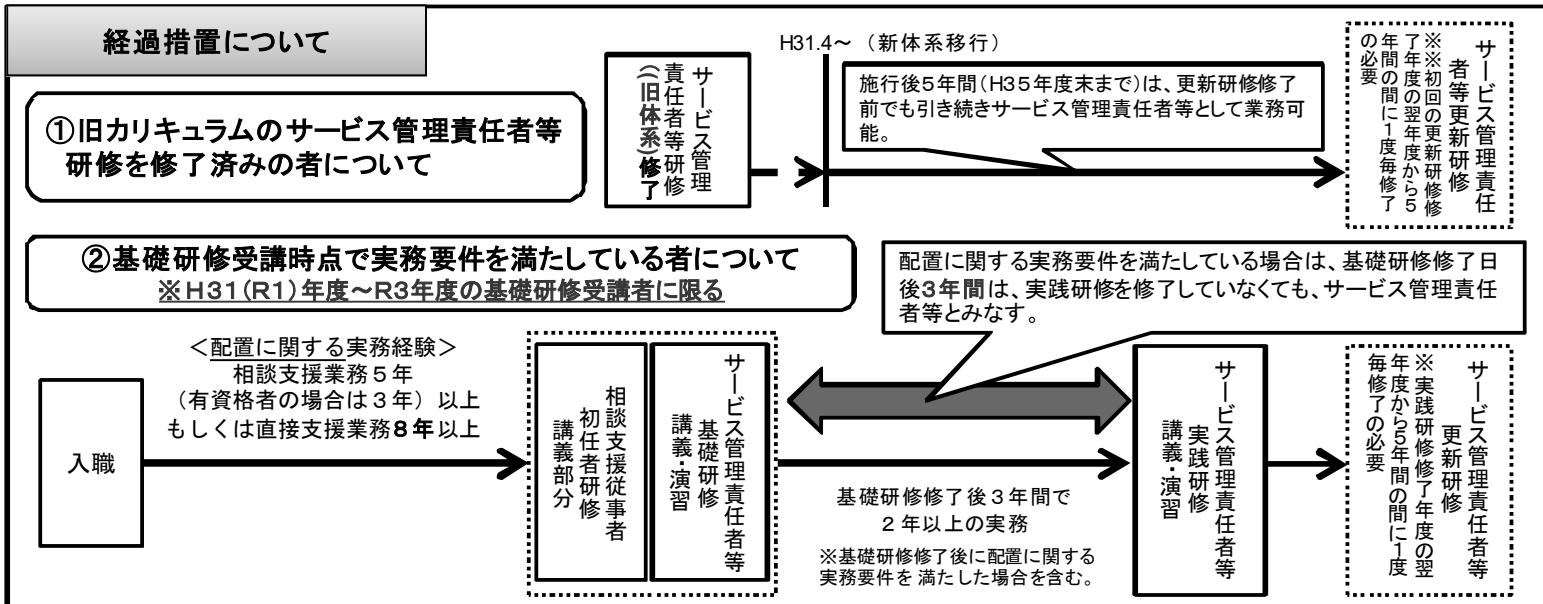
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



見直し内容の詳細 (R1. 4~)

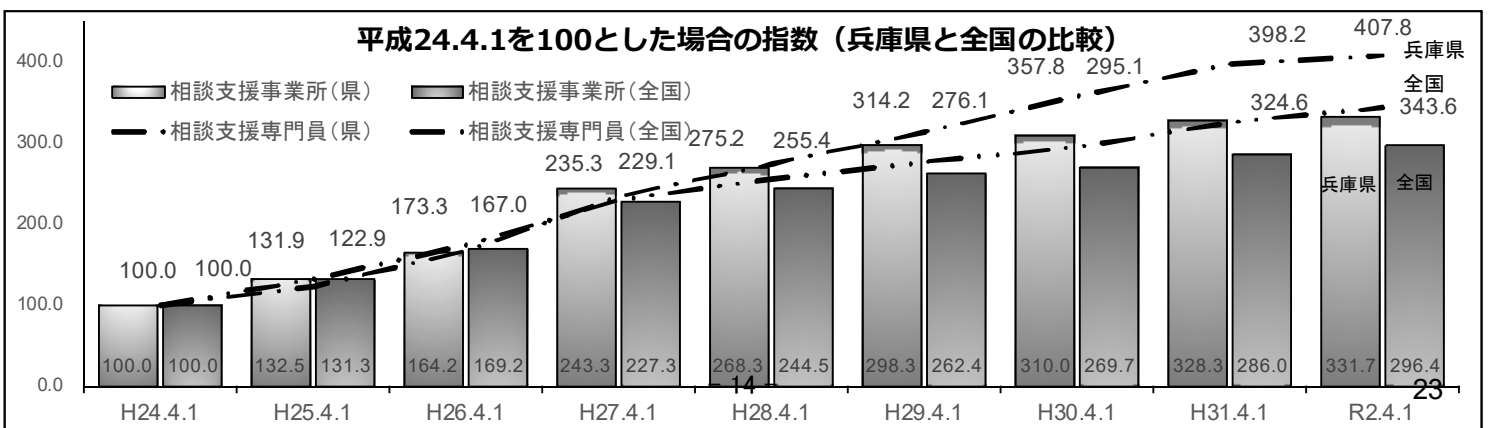
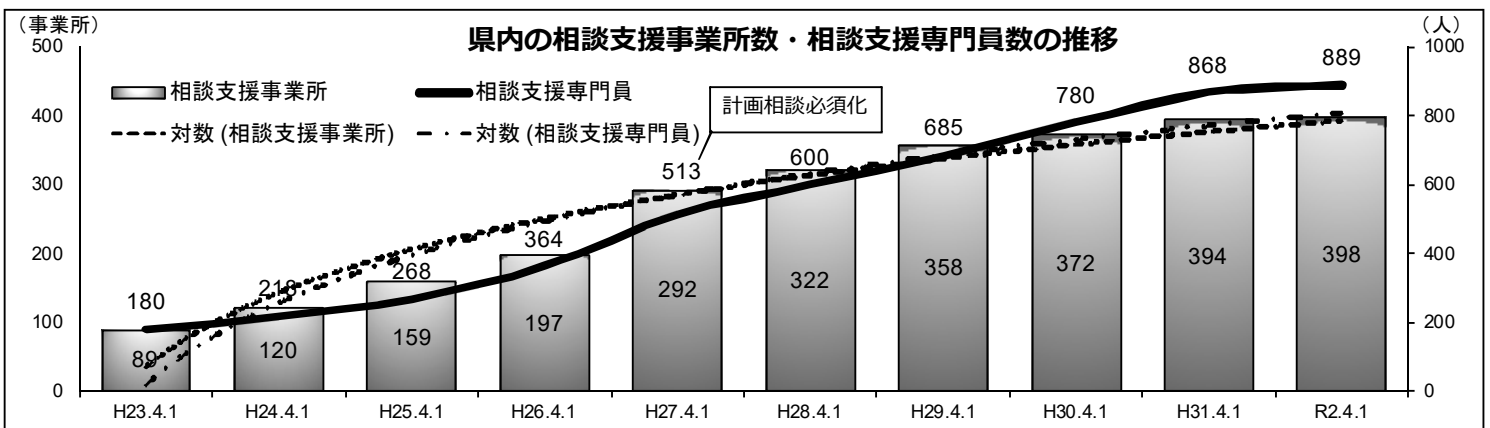


サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等



相談支援事業所・相談支援専門員の状況①（事業所数等の推移）

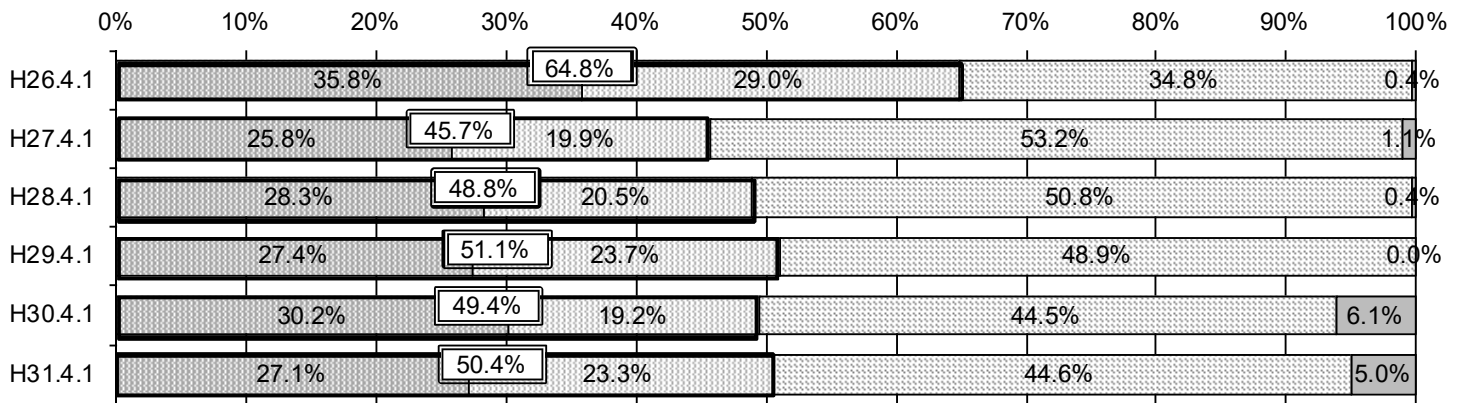
- 県内の相談支援事業所数、相談支援専門員数は増加傾向にあるが、最近では増加率が鈍化している。
- 平成24年4月1日を100とした場合、相談支援事業所数及び相談支援専門員数のいずれも国の伸びを上回っている。



相談支援事業所・相談支援専門員の状況②（従事状況）

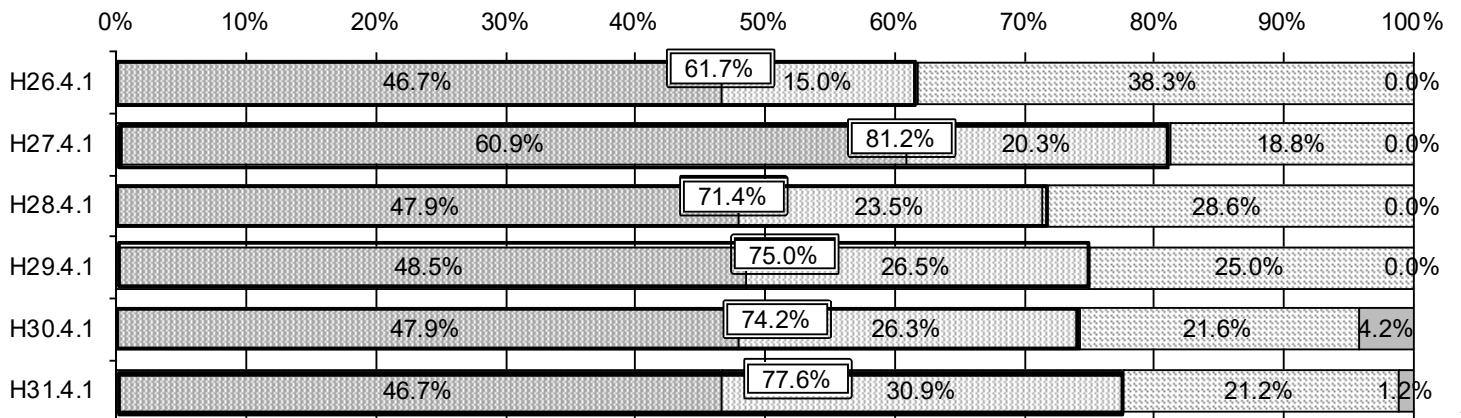
<初任者研修修了後の従事状況 平均51.7%>

□従事(専従) □従事(兼務) □従事なし □不明



<現任研修修了後の従事状況 平均73.5%>

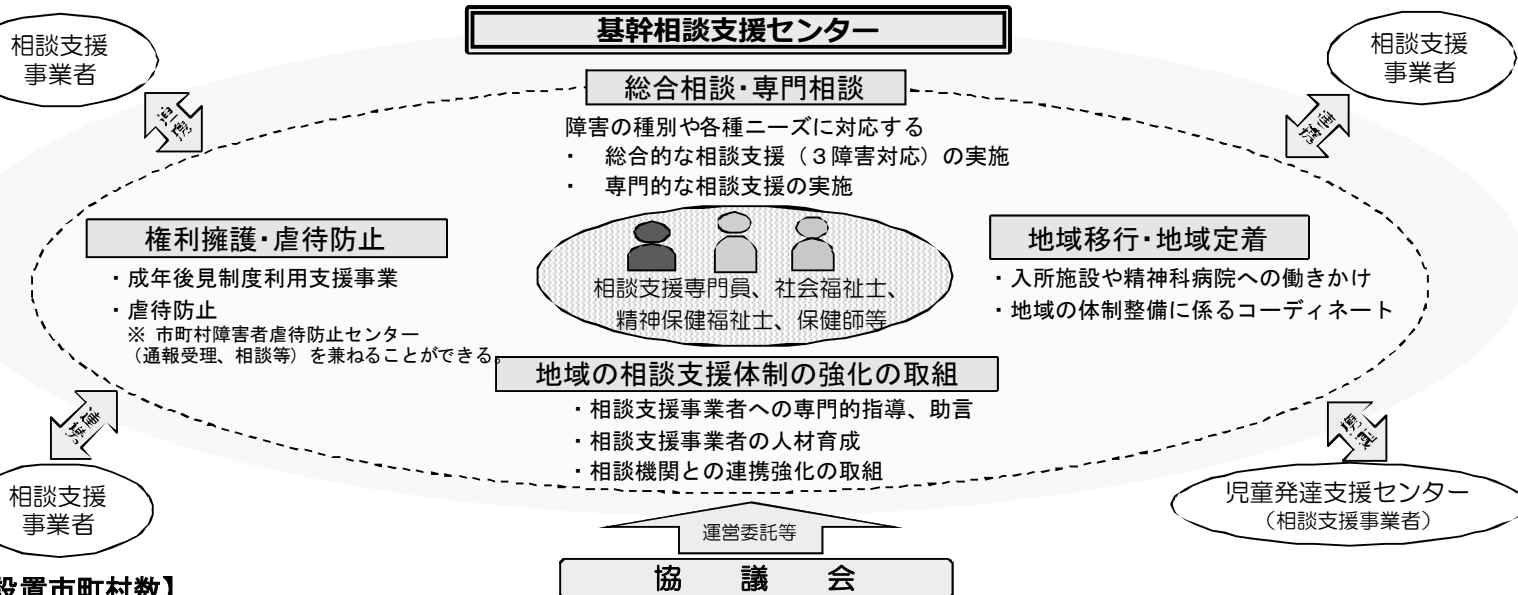
□従事(専従) □従事(兼務) □従事なし □不明



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

- ※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
- また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



【設置市町村数】

全国：687市町村（一部共同設置）設置率：39%（H31.4月）

兵庫県	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	県計
(R2.6.1現在)	神戸	尼崎、西宮、芦屋	三田	明石、加古川、高砂、稲美、播磨	三木、加西15	姫路	相生、赤穂、宍粟、たつの	豊岡、朝来、香美	丹波	洲本、南あわじ、淡路	24市町
設置率	100%	100%	20%	100%	33%	25%	57%	60%	50%	100%	58.5%

障害者の地域移行・地域生活の支援の推進について

【自立生活援助の整備の促進等】

- 障害者の地域での一人暮らし等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、令和3年度報酬改定の基本的な方向性において以下の内容が盛り込まれた。
 - ・人員基準の緩和（サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める）
 - ・支給決定に係る運用の見直し（標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める）
 - ・報酬の見直し（自立生活援助サービス費（I）の対象者の拡充、同行支援の評価の見直し及び夜間の緊急対応・電話対応新たな評価、居住支援協議会や居住支援法人と福祉の連携の促進）
- 市町村におかれては、運用の見直しを踏まえた適切な支給決定を依頼します。また、障害者の住まいの確保や地域生活の支援に当たっては住宅施策との連携が効果的であるため、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者への居住支援協議会や居住支援法人制度の周知や連携の働きかけをお願いします。

【グループホームにおける重度化への対応】

- 重度な障害があっても地域で暮らすことができるよう、グループホームにおける重度障害者の受入体制の強化が課題。このため、令和3年度報酬改定の基本的な方向性に、重度障害者支援加算の対象者の拡充や強度行動障害者の体験利用の評価等、重度障害者対応のための報酬見直しが盛り込まれた。
- 日中サービス支援型グループホームを含め、重度障害者の受入に対応できるよう地域のニーズを踏まえたグループホームのサービス提供体制の確保についてお願いします。

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

- 「地域生活支援拠点等」については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものであり、整備を推進をお願いしているところであり、第6期障害福祉実施計画では令和5年度末までの間に各市町又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討をお願いします。
 （参考）第5期障害福祉推進計画（令和3年3月末時点）：整備済 12市町（29.3%）
 第6期障害福祉実施計画（令和6年3月末時点）：整備予定41市町（100%）
- 地域生活支援拠点等が未整備の市町においては、地域のニーズや課題を踏まえて整備をお願いするとともに、既に整備済みの市町においても、運用状況の検証・検討を行い、必要な機能の充実についてお願いします。
 ※ 令和3年度報酬改定の基本的な方向性において、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実のため、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所について報酬上の評価が盛り込まれている。

地域生活支援拠点等の整備

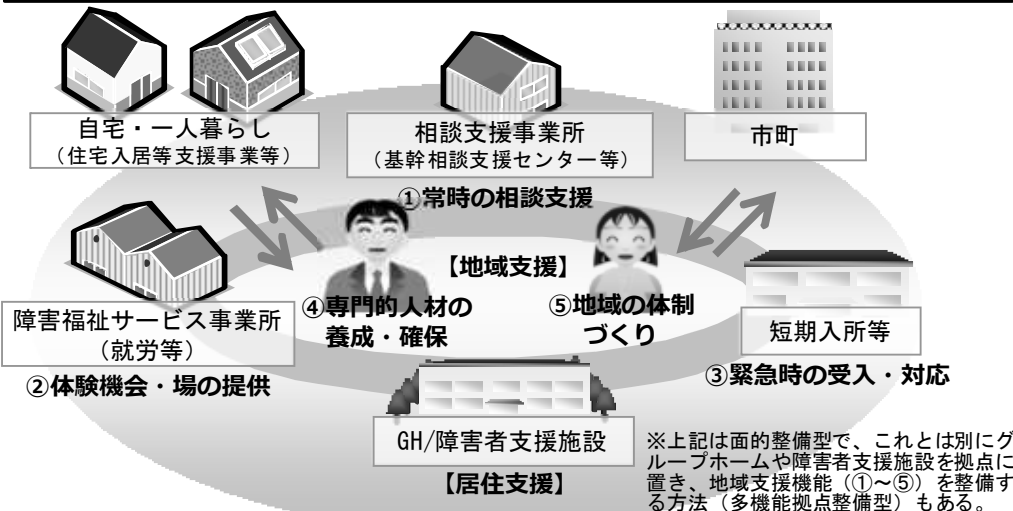
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備

（1）緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

（2）体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。



地域生活支援拠点に最低限必要な機能

- ① 居住支援機能
- ② 地域支援機能
 - (a) 相談支援
地域移行・定着支援による常時連絡体制等
 - (b) 体験機会・場の提供
障害福祉サービスやGHの体験利用等
 - (c) 緊急時の受入・対応
短期入所等での受入や医療機関への連絡等
 - (d) 専門的人材の確保・養成
医療的ケアや高齢障害者等への対応等
 - (e) 地域の体制づくり
ニーズに即したサービス提供や体制整備等

整備に係る財政的支援 (H30・R3年度報酬改定)

- （令和3年度改定）
- 訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に評価。
 - 短期入所事業所について、短期入所を行った場合に評価（緊急時の受入れに限らない）。
- （平成30年度改定）
- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上。
 - 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。

<第6期障害福祉実施計画（R3～R5年度）：各市町又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1か所の整備が基本>

整備済 (令和元年度末時点)	17市5町	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、 芦屋市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、川西市、 三田市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、猪名川 町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町 ¹⁶
R5年度末までに整備予定	12市7町	上記以外の市町

4 障害者差別解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、**事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化**する措置を講ずる。

1 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、**現行の努力義務から義務へと改める。**

3 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

(1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

(2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

(3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見」

(令和2年6月22日障害者政策委員会)の概要

1 基本的な考え方

(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者権利条約の批准以降の動向も踏まえつつ、条約の理念の尊重及び一層の整合性の確保を図る観点から見直しを行う。

(2) 地域における取組等の実情を踏まえた見直し

相談事例の蓄積が不十分な地方公共団体や地域協議会の設置等が進んでいない地域がある一方、条例を制定し、相談・紛争解決の体制整備等に積極的に取り組んでいるところもあるため、こうした施行状況等の実情を踏まえて制度や運用を見直す。

(3) 関係者間の相互理解の促進

障害者差別解消に向けた取組を通じて共生社会の実現を目指す法の趣旨から、見直しに当たっては、関係者間の相互理解を重視する。

2 個別の論点と見直しの方向性

(1) 差別の定義・概念について

① 差別の定義・概念の明確化

○ 社会的な認識を広げ、差別解消に資するという観点からは、法律で差別の定義を設けること等が望ましい。一方で、法律で定義を設けると、かえって条約よりも狭く定義される等の懸念や解釈の違いによる混乱も予想される。また、差別の類型にどのような事例が該当するのか現段階では明確でなく、法律に規定することの困難さや現場に混乱が生じないよう慎重な検討が必要等の課題もある。

○ これらを総合的に考慮しつつ、差別の定義・概念の明確化を図る観点から、どのような対応が可能かについて検討を行うべき。

例) 基本方針等において、実質的な障害を理由とした不当な差別的な取扱いも障害を理由とする差別となる旨や、障害者の家族その他の関係者に対する差別も同様に解消すべきものである旨を示す等。

○ 国・地方公共団体において、更に具体的な相談事例の蓄積等を進めるべき。

○ 障害のある女性や子供等への差別に関しては、基本方針等において、性や年齢別に具体的な相談事例の蓄積等により更に実態把握に努めるとともに、相談事例を踏まえて適切な措置を講じるべき旨の記載を検討すべき。あわせて、複合的困難に配慮したきめ細かい支援が行われるため、障害者基本法や障害者基本計画の見直しも含め更なる検討が必要。

(2) 事業者による合理的配慮の提供について

① 事業者による合理的配慮の適切な提供の確保

○ 事業者による合理的配慮の提供については、建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実等を図りつつ、事業者を含めた社会全体の取組を進めていくとともに障害者権利条約との一層の整合性の確保等を図る観点から、更に関係各方面の意見等を踏まえ、その義務化を検討すべき。

② 建設的対話の促進、事例の共有等

○ 建設的対話を適切に行うべきこと、障害者等が社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることや、意思決定や意思疎通が困難である場合に障害者等に配慮することも重要であることを、基本方針等で明確化すべき。

○ 合理的配慮は多様かつ個性が高いこと、その実施を促す観点から、事業者からの相談にも適切に応じる体制整備や地域協議会の取組を含めた事例の収集や共有、情報提供を更に行うべき。

○ 国は、事業者や障害者を含む国民全体への理解を促進するため、より効果的な方法とすることも含めて周知啓発を強化すべき。

30

「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見」(令和2年6月22日障害者政策委員会)の概要

(3) 相談・紛争解決の体制整備について

① 地域における相談・紛争解決体制の見直し

○ 双方の建設的対話による相互理解を通じた解決が肝要であること、事案の掘り起こしや事例収集にも資することから、相談体制の充実が重要。地域の実情に応じて既存の機関等の活用を図り事案の解決につなげていくよう、以下の方策を実施すべき。

(ア) 国・地方公共団体の役割分担の明確化

○ 地方公共団体の取組状況も踏まえつつ、各行政機関の基本的な役割を示すべき。

例) 市町村は最も身近な相談窓口を担うこと、都道府県は広域的な事案や専門性が求められる事案の解決、市町村への情報提供等の支援を行うこと、国は関係機関と連携しつつ、重層的な相談体制の一翼を担うことなど。

(イ) 相談体制の明確化等

○ 国や地方公共団体は、相談窓口や事案の取扱いの流れを分かりやすく示すなど、適切な相談機関へのアクセス向上のための情報提供等の取組を積極的に行うべき。

○ 意思疎通支援やICTを活用した相談について配慮するとともに、相談窓口の特性に応じて、事業者からの相談も対象とすることを明確化すべき。

○ 内閣府が各省庁と協力・連携して全国の相談事例を収集・整理するほか、担当課長連絡会議等を開催し、定期的に相談事例の共有や分析・公表等を行うべき。

○ 相談のたらい回し防止等の観点から、国における新たなワンストップ相談窓口の設置や既存の相談窓口の効果的な活用、国・地方公共団体の役割分担の整理などを含め、どのような対応が可能かについて検討すべき。

(ウ) 都道府県による広域的・専門的な支援の充実

○ 一部の都道府県で配置されている広域支援相談員等について、地域の実情に応じた配置を促すことを検討すべき。

(エ) 相談対応を担う人材の育成及び業務の質の向上

○ 相談対応を担う者に対する研修やマニュアルの作成等により、必要な専門性も有する人材の育成や業務の質の向上を図るべき。

(オ) 国・地方公共団体の関係機関の効果的な連携

○ 国と地方公共団体の効果的な連携による、障害者差別の解消に向けた取組を進めるべき。

例) 法務省の人権擁護機関が地域協議会に積極的に参画するなど。

○ 相談対応による解決が困難となった場合に、地方公共団体と法務省の人権擁護機関等や主務大臣との一層の連携を図るため、各機関の役割を踏まえた事案対応の流れや日頃からの関係構築のための方策を整理することなどを検討すべき。

② 相談対応等を契機とした事前的改善措置(環境整備)の促進

○ 相談・紛争の事案を事前に防止することに有効と考えられるため、特に幅広い事業者等における取組が期待される、相談対応等を契機とした事業者の内部規則見直し等の環境整備について、その重要性の明確化を図るとともに、取組を促すべき。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会について

① 都道府県による市町村の地域協議会設置等の支援

○ 都道府県が、その設置・運営を通じた知見や管内市町村の地域協議会について得た情報を基に、市町村に対して他の市町村の取組に関する情報提供を行うことや、必要に応じて圏域単位など複数市町村による地域協議会の共同設置・運営を支援することを促すべき。

② 複数の地域協議会の間での情報共有等の促進

○ 都道府県・市町村の地域協議会の間や、複数市町村の地域協議会の間において、必要に応じて情報共有や助言その他の支援・連携を行うことを検討すべき。

○ 国においても、地域協議会において、関係機関が対応した事例の共有等が図られるよう、各地域の取組を更に促すとともに、地域における好事例が他の地域において共有されるための支援をすべき。

5 高齢障害者支援

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

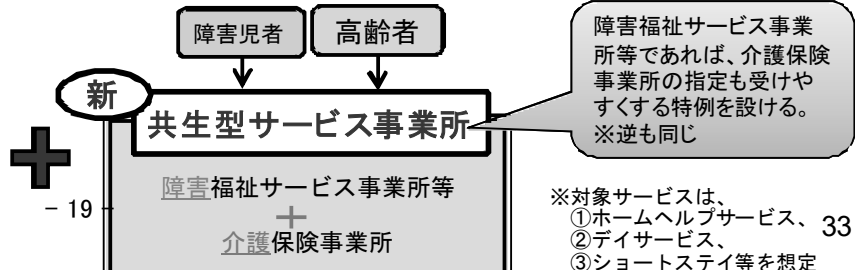
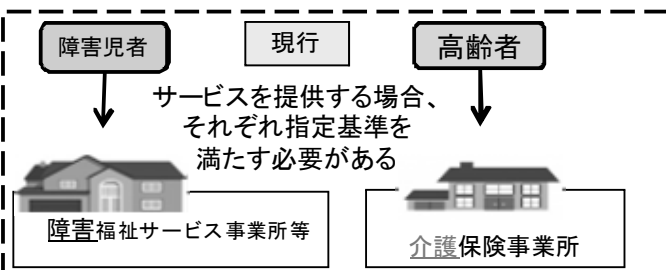
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に設定)



障害福祉制度と介護保険制度の適用原則

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。

障害者総合支援法

第7条（他の法令による給付等との調整）

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

（平成19年3月28日障企発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長ほか）

I 介護保険の被保険者とならない者

生活介護と施設入所支援の支給決定を受け、指定障害者支援施設に入所している者 等

※介護保険の被保険者とならない者（①～②に掲げる者、③から⑩の施設等に入所（院）している者）

①生活介護と施設入所支援の支給決定を受け、指定障害者支援施設に入所している者、②身体障害者福祉法第18条第2項による市町の措置を受けて障害者支援施設（生活介護のみ）に入所している者、③医療型障害児入所施設、④肢体不自由児の治療等を行う医療機関（厚生労働大臣が指定するもの）、⑤独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、⑥ハンセン病療養所、⑦救護施設、⑧労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者への介護の援護を図るため必要な事業に係る施設、⑨障害者支援施設（知的障害者福祉法第16条第1項第2号による市町の措置を受けて知的障害者に限る）、⑩指定障害者支援施設（生活介護・施設入所支援の支給決定を受けて入所した知的障害者及び精神障害者に限る）、⑪療養介護の指定を受けた病院

介護保険サービス優先の捉え方

- ① サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスが優先される。
例）居宅介護と訪問介護、生活介護と通所介護
ただし、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定するもので、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものではない。
- ② サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有と認められるもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援）については当該障害福祉サービスを受けることができる。

34

障害福祉制度と介護保険制度の適用の視点（留意すべき事項①）

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

（平成19年3月28日障企発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長ほか）

視点1

一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受け取ることが可能かを判断

（2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受け取ることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受け取ることが可能か否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受け取ることが可能か否かを適切に判断すること。

※補装具の支給

基本的な考え方は介護保険優先だが、車イス等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、障害者総合支援法に基づく補装具を支給してもかまわない。

障害福祉制度と介護保険制度の適用の視点（留意すべき事項②）

視点2

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

視点3

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

36

障害福祉制度と介護保険制度の適用の視点

（実態調査結果を踏まえた事務連絡【平成27年2月18日付事務連絡】（抜粋））

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

（1）障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日等の3か月前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

（2）障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、場合によっては介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

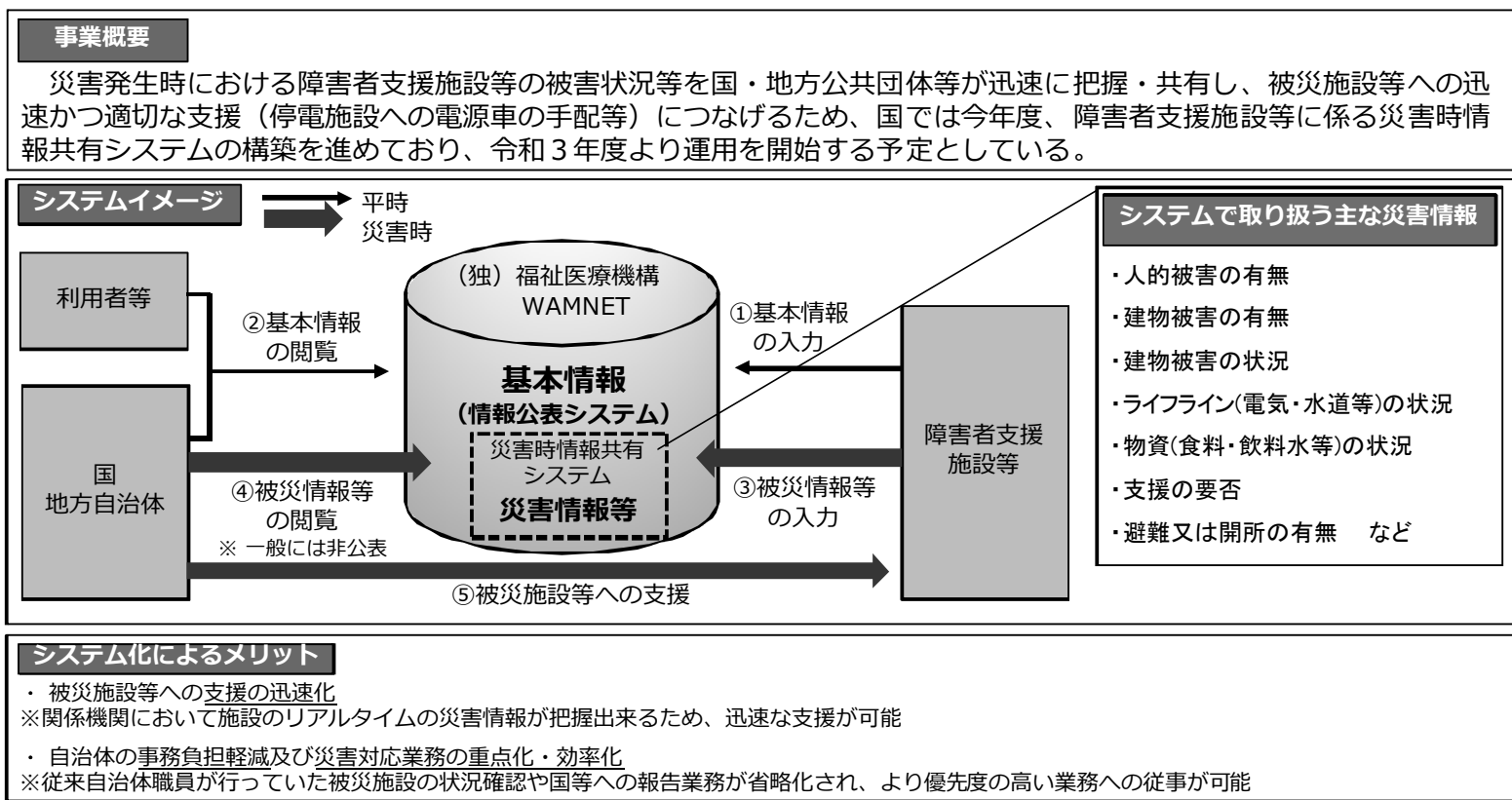
（3）指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業者等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するように適切に引継ぎを行うこと。

介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること等必要な案内や連携を行うこと。

6 令和3年度の主な取組等

障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について



<今後の予定>

- 令和3年1月下旬～2月中：①災害発生時の自治体連絡先メールアドレスの登録
②施設基本情報の登録（情報公表システムにない又は未登録の情報）
③災害発生時の施設、事業所担当者メールアドレスの登録
- 3月中旬以降：上記①で登録されたメールアドレス宛にシステムログインのテストメールを送信
- 4月以降：災害時情報共有システムの操作説明会（WEB上で公開予定）

新型コロナウイルス感染症対策を進める障害福祉サービス事業所・施設を支援します！

※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める障害福祉サービス事業所・施設等(以下「事業所等」)の皆様に向けて、県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)等に基づく支援を行っています。

※ 多様な支援メニューがありますので、以下のとおり一覧にまとめました。**是非活用を御検討ください。**



【令和3年3月16日時点】

1 感染予防の取組等への支援

項目・対象等	支援内容	照会先
☐ 衛生資材の確保支援 (県が購入等したものを事業所等へ配布する仕組みです。) 【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【配布時期】随時 (政令・中核市所管を除く)	☐ 随時、県が購入もしくは国から配布された衛生資材等を配布します。 ※ マスクや手袋は、県から適時直接又は市町経由で配布しています。 ※ アルコール消毒液は、国の優先確保スキームの活用による購入を適時メールにてご案内しています。	サービス種別により異なる (P86参照)
項目	支援内容	照会先
☐ 社会福祉施設への退院受入支援 【支援対象】入所施設等(障害児者入所施設、共同生活援助、短期入所等) 【申請時期】決定次第お知らせ (政令・中核市含む)	☐ 新型コロナウイルス感染症患者の退院にあたり、社会福祉施設等への入居が必要な場合、社会福祉施設への受入れを支援します。 ①期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日(予定) ②内容 1名受入れあたり10万円(定額:10千円×原則10日間)	兵庫県障害福祉課 (連絡先)078-341-7711 【GH・短期入所】 障害福祉課障害政策班 (内線)2966 【GH・短期入所以外の入所施設等】 障害福祉基盤整備班 (内線)3012
項目	支援内容	照会先
☐ 感染管理認定看護師等による研修の実施 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】決定次第お知らせ (政令・中核市含む)	☐ 県看護協会と連携し、感染管理認定看護師等による事業所等内での感染予防や衛生資材の利用方法等に関する研修を実施します。	サービス種別により異なる (P86参照)

40

2 感染者が発生した場合等の支援

項目	支援内容	照会先
☐ クラスタ発生施設等に対する衛生資材の提供 【募集対象】入所施設等 【申請時期】随時 (政令・中核市所管を除く)	☐ クラスタが発生した入所施設等において、自施設等での備蓄分衛生資材で賅えない場合に、県が備蓄している衛生資材(マスク、手袋、ガウン、ゴーグル等)を提供します。	サービス種別により異なる (P84参照)
項目	支援内容	照会先
☐ 感染者が発生した場合の職員確保支援 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時 (政令・中核市含む)	☐ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています。【P5参照】	サービス種別により異なる (P84参照)
項目	支援内容	照会先
☐ 障害福祉サービス事業者に対するサービス継続支援事業 【支援対象】感染者が発生した事業所等 【申請時期】決定次第お知らせ (政令・中核市所管を除く)	☐ 感染者が発生した、若しくは濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業者等が、サービスを継続して提供するために必要なかかりまし経費等を補助します。 ※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額:施設入所支援(101.3万円/施設)、生活介護(63.1万円/事業所)等	サービス種別により異なる (P84参照)
項目	支援内容	照会先
☐ 支援が必要な感染障害児者に対するフォローアップ体制強化 【募集対象】訪問 【申請時期】決定次第お知らせ (政令・中核市含む)	☐ 新型コロナウイルスに感染した障害児者が自宅待機中に在宅で障害福祉サービスを必要とする場合に必要なサービスの確保を支援します。 ①障害福祉サービス事業所等を利用している感染障害児者への対応 既利用事業所等によるサービスの継続や代替サービスの実施が容易となるよう、利用者への訪問日数に応じて、当該事業所等に協力を支給する。 協力金単価(1日あたり) 訪問系:76千円、相談系:36千円、訪問看護:52千円 ②障害福祉サービス事業所等を利用していない感染障害児者への対応 障害福祉サービスが必要となったにもかかわらず事業者が見つからない場合、市町で保健職や介護職等でチームを編成して必要なサービスを提供。 活動費単価(1日あたり) 訪問系:76千円、相談系:36千円、訪問看護:52千円	兵庫県障害福祉課 障害政策班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)2966

41

項目	支援内容	照会先
<input type="checkbox"/> 感染者が発生した場合の初動体制確保支援 <small>【対象施設】入所 【申請時期】随時（政令・中核市含む）</small>	<input type="checkbox"/> 県看護協会と連携し、入所施設で感染者等が発生した場合に、当該施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行います。	兵庫県看護協会 （連絡先） 090-1029-1741 078-341-0190(代)

3 PCR等検査に関する支援

項目	支援内容	照会先
<input type="checkbox"/> 発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施 <small>【募集対象】入所等 【申請時期】随時（政令・中核市所在を除く）</small>	<input type="checkbox"/> 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。	詳細は各地域の保健所に照会ください。

項目	支援内容	照会先
<input type="checkbox"/> 新規入所（入居）予定者や新規採用予定職員に対するPCR等検査 <small>【支援対象】入所（入居）（短期入所含む） 【申請時期】随時（政令・中核市所在を除く）</small>	<input type="checkbox"/> 希望する入所施設等を対象として、新規に就職する職員や新規の入所・入居者（短期入所の利用者も含まれます。）に対するPCR等検査を実施します。	兵庫県感染症対策課 感染症班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3286 兵庫県障害福祉課 障害政策班 （内線）2966

※ 申請方法や要件等の詳細は兵庫県HP https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyout.html に掲載しています。併せてご確認くださいませようお願いします。

～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

感染者が発生した場合の協力施設等を募集しています！

※ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています（詳細：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/singatakorona.htm#kyouryokutaisei> 参照）。



支援項目	県の支援内容
<input type="checkbox"/> 衛生資材の供給	<input type="checkbox"/> 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材（手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等）を供給します。
<input type="checkbox"/> 旅費の負担	<input type="checkbox"/> 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費（交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等）を負担します。
<input type="checkbox"/> 損害保険料の負担	<input type="checkbox"/> 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
<input type="checkbox"/> 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担	<input type="checkbox"/> 協力施設等が応援職員を派遣するに当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。
<input type="checkbox"/> 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担等	<input type="checkbox"/> 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します（※）。 <input type="checkbox"/> 宿泊先の確保が必要な場合に宿泊先が確保できるよう支援します。

※ 応援終了後、PCR検査を受ける場合等、必要な検査についても支援します。個別に御相談ください。

～ 事業の照会先がサービス種別により異なるものの問い合わせ先 ～



連絡先	対象施設種別
兵庫県障害福祉課障害政策班 （連絡先） 078-341-7711（内線2966）	<u>GH・短期入所・訪問系サービス</u>
兵庫県障害福祉課障害福祉基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711（内線3012）	<u>入所施設及び就労を除く通所サービス</u>

パワーハラスメント等各種ハラスメントの防止対策について

改正「労働施策総合推進法」が令和2年6月から施行され、**職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。**（※）

併せて、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」においても、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児等に関するハラスメントに係る規定が一部改正されたことを受け、**社会福祉施設・事業所においても次のようなハラスメント防止対策を進める必要があります。**

[主な措置内容]

- ・労働者からの相談に応じるなど、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・相談を行ったこと等を理由とした解雇その他不利益な取扱いの禁止

※中小事業主(従業員100人以下等)の義務化は令和4年4月から(それまでは努力義務)



詳しくはお近くの総合労働相談コーナーまでお問い合わせください。

※最寄りの総合労働相談コーナーは下記の厚生労働省ホームページから検索してください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

44

県が実施する各種研修事業

(相談支援専門員・サービス管理責任者等養成研修等)

1 相談支援専門員

研修名称	区分	研修概要等	研修日程	募集・案内	実施時期
基礎研修	県独自	相談支援業務への従事を志す未経験者又は経験の浅い者に対して、初任者研修の受講に最低限必要となる相談支援専門員及び社会福祉に関する理念・倫理を理解し、面接支援に必要な基礎知識やスキルの獲得。	調整中	調整中	調整中
初任者研修	法定	地域を基盤としたソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と地域の理解等を目的に、これから指定相談支援事業所において相談支援専門員として配置予定の者	年1回 〔2日(講義) +5日(演習)〕	6月	8月～11月頃
専門コース別研修	県独自	権利擁護・意思決定支援・成年後見制度、地域移行・地域定着、障害児支援等、初任者研修又は現任研修後に不足している技術を獲得。	調整中	調整中	調整中
現任研修	法定	指定相談支援事業所で相談支援専門員として相談支援業務に従事しており、一定の経験(初任者研修後、概ね3年以上)を有する者 ※初任者研修受講後、5年に1度以上、受講が必要	年1回 〔1日(講義) +3日(演習)〕	秋頃	秋以降
主任研修	法定	地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成する。 ※現任研修修了後、相談支援又は障害児相談支援の業務に3年以上従事している等の受講要件有	年1回 〔1日(講義)+ 4日(講義・演習)〕	4～6月頃 (市町経由)	8月頃
リーダー研修	県独自	現任研修受講後、相談支援業務での一定の経験のある者を対象として、現場や地域のリーダーとしてチーム運営が担える人材の養成。	調整中	調整中	調整中

県が実施する各種研修事業

(相談支援専門員・サービス管理責任者等養成研修等)

2 サービス管理責任者等

研修名称	区分	研修概要等	研修日程	募集・案内	実施時期
基礎研修	法定	指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者等として、サービス提供の基本的な考え方や個別支援計画作成能力等の獲得を目指す。	年1回 〔3日(講義) +2日(演習)〕	6月	8月～11月頃
実践研修	法定	基礎研修修了後に実務経験(2年のOJT)を経た者に、個別支援会議の運営方法やサービス提供職員への助言・指導等の人材育成に関する能力の獲得を目指す。	年1回 〔2日(講義・演習)〕	秋頃	秋以降
更新研修	法定	現にサービス管理責任者等として従事している者に対して、サービスの質の向上と人材育成に関する知識・能力の獲得を目指す。 ※実践研修受講後、5年に1度以上、受講が必要	年1回 〔1日(講義・演習)〕	未定	未定

3 高齢障害者支援

研修名称	区分	研修概要等	研修日程	募集・案内	実施時期
障害福祉・介護保険をつなぐ研修	県独自	障害者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行にあたり、切れ目無い支援を実現するため、障害と介護、両方の支援者の共通理解を図る。 <対象者>(予定) 相談支援専門員、ケアマネジャー、管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、支援員、行政職員等	調整中	調整中	調整中

障害者虐待の防止について

※令和元年度の虐待件数が未公表のため、昨年度資料の再掲です。

【最初に（資料左上、以下同じ）】 直近の事案

- 青森県であった障害者支援施設の虐待事案を掲載していますが、利用者の頭を殴ったり蹴ったりしたことを「虐待」ではなく「不適切な支援」とした法人について、報道等で大々的に取り上げられ、最終的には虐待であることを認めた事例です。
- 「ポイント」にあります。正当防衛（刑事責任の免責）であるかどうかは裁判で争うべきで、障害者虐待防止法では「身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え」る行為は全て『身体的虐待』となります。

【01】 障害者虐待防止の基本的枠組

- 平成 24 年の法施行以降、毎年解説させていただいているので詳細は省略しますが、必ず施設の職員には虐待や障害者の権利擁護に関する研修を行うようにしてください。
- 障害福祉サービス事業所における虐待の通報先は、各市町や市町が設置する虐待防止センターとなります。
通報先一覧（県 HP） <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/abusetelfax.html>

【02】 県内の虐待通報・認定件数

- 兵庫県においては、施設従事者等による虐待の通報件数・認定件数はともに増えており、いずれも全国の増加率を上回っています。

【03】 施設従事者等による虐待（30 年度）

- 表の右下にある兵庫県における権限行使等については、「①報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 100.0%」となっていますが、これは改善勧告や指定停止に直結する重大な虐待事案が平成 30 年度には発生しておらず、深刻化する前に施設職員等からの通報により未然に防ぐことができている側面もあると考えています。

【04】 虐待施設分類別構成比（施設内・兵庫）

- 虐待が多く発生している施設種別は、「生活介護」「就 B」「障害者支援施設」「短期入所」となっております。なお、「放課後デイサービス」は昨年から少し減った状況です。

【05】 通報者分類別構成比（養護者・兵庫）

- この表は養護者による虐待を誰が通報したか、の割合を示したものですが、「相談支援・障害福祉従事者」からの通報が一貫して高い割合となっています。

これは、日頃から養護者とのやりとりを支援員などの方が行っている中で、虐待が垣間見られたりするケースが多いことや本人の異変に気付きやすい立場であることから、支援員等の方が通報している現状を表わしています。

- 近年は警察からの通報も多くなっています。

重要です！

【06】 通報者分類別構成比（施設内・兵庫）

- ここが最も重要な表です。施設従事者等による虐待を誰が通報したか、の割合を示したものです。「本人」や「家族・親族」の割合が相対的に低下傾向の中、「当該事業所（設置・管理者、現職員）」や「相談支援・障害福祉従事者」の割合が高くなってきています。これは、【03,05】のスライドにも通じてくることですが、職員等の虐待にかかる意識が少しずつ向上している証左とも言えます。
- 施設従事者等による虐待についても、近年は警察からの通報件数が少しずつ増加しています。

【07】 通報者分類別構成比（使用者・兵庫）

- この表は使用者による虐待を誰が通報したか、の割合を示したものですが、養護者による虐待と同じく「相談支援・障害福祉従事者」からの通報が近年では一定の割合を占めています。

【08】 虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）

- この表は養護者による虐待を誰が行ったか、の割合を示したものですが、皆様にとっては参考程度の表です。

【09】 虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）

- この表は施設従事者等による虐待を誰が行ったか、の割合を示したものです。

【10】 被虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）

- この表は養護者によって虐待された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。養護者による虐待の被害者となるのは知的障害者の方が多く、虐待の内容は身体的虐待が多くを占め、次に経済的虐待、心理的虐待、放棄・放置の状況となっています。なお、近年では精神障害者の方が虐待を受けることが増えています。

重要です！

【11】 被虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）

- この表は施設従事者等によって虐待された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。施設従事者等による虐待の被害者となるのは知的障害者の方が多く、虐待の内容は身体的虐待と心理的虐待がほとんどを占めます。
- ここで大切なことは、知的障害者が多く利用する施設等の管理者の方について

ては、特に上記現状を踏まえて、より一層の OJT や職場研修の実施をお願いします。

※具体的な取り組み例としては、知的障害者の障害特性の理解促進や支援内容の継続した見直し、身体的虐待・心理的虐待とはどのような行為が該当するのか、などの啓発等。

県 HP 掲載の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を活用ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/abuse.html>

重要です！

【12】 通報の徹底と公益通報者保護 (1)

- 公益通報者保護については、障害者虐待防止法及び公益通報者保護法で定められています。虐待を見たり聞いたりした方には通報義務があること、また、通報者に不利益な取り扱いをしてはいけないことが重要なことですが、これらが看過されている施設や法人は施設長や理事長などの意識が総じて低く、虐待の内容も深刻化する傾向があります。深刻な虐待が一度報道されると、法人のガバナンスや施設の管理方法などの責任を問われるだけでなく、通常の障害福祉サービスの提供に必ず支障が出ます。利用者がサービスを利用したい時に利用できないような事態も実際に発生していますので、今一度障害者虐待にかかる点検や研修の実施をお願いします。

【13】 通報の徹底と公益通報者保護 (2)

- この事例は虐待を通報した職員が施設・法人側から損害賠償請求をされたケースですが、いずれも施設・法人側の訴えは取り下げられております。

【14】 通報の徹底と公益通報者保護 (3)

- どのような通報が公益通報に該当するか、ということを書いてあります。

【15】 身体拘束をしない支援の検討

- 身体拘束の三要件など基本的な知識を掲載しておりますが、虐待があった施設職員に本内容を尋ねると回答できないケースがよくあります。虐待が発生する施設、若しくは発生しやすい施設というものは、いろんな要素が考えられますが、共通する事項として（業務過多などを理由として）職員研修が行われていない、若しくは形だけ行われて知識や意識が根付いていないことがあげられます。何度も同じことを記しますが、職員に対する研修や支援内容の振り返りなどを継続して行うことが、利用者や職員、ひいては施設運営に有益であることを理解ください。

重要です！

Hyogo Prefecture

令和2年度 障害者総合支援法関係事業者説明会（令和3年3月）

障害者虐待の防止



兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班
主幹（障害者権利擁護担当）

最初に 直近の事案

障害者支援施設の入所者殴る 施設側「虐待にあらず」（朝日新聞 平成31年3月12日）

青森県弘前市は11日、市内の障害者支援施設「拓光園」で昨年7月、**暴力を振るった男性入所者を女性施設長が殴る**などした行為があり、「**虐待**」と認定したと公表した。施設を運営する同市の社会福祉法人「七峰会」は「不適切な対応だった」として施設長を3カ月の減給処分にしたが、**一方で「虐待にはあたらない」と主張している。**

市福祉政策課などによると、**知的障害がある30代の男性入所者が他の入所者や職員らに暴力を振るい、駆けつけた50代の女性施設長が暴れる男性の頭を殴ったり蹴ったりした**という。男性にけがはなかった。

男性は不安定になって暴れることが多く、施設長は市の調べに「自分も暴行を受ける可能性があると思われるとその暴行が収まるのではないかと思って殴った。ただその後も暴力は収まらなかったため、後悔している」と話したという。

市は施設長の行為は障害者虐待防止法が定義する身体的虐待の「外傷が生じるおそれのある暴行」だと認定し、2月20日に県に報告。今月8日には同法人に改善計画の提出を求めた。

同法人の高橋正安常務理事は「改善計画を15日までに提出し、再発防止に努める。暴力は許されないが、**この件は施設長が殴りかかってきた相手に反撃したもので虐待ではない**と考えている」と話した。男性は現在は別の施設に入っているという。→青森県に確認したところ、**後に虐待であることを認めた。**

刑法

（暴行罪）

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（傷害罪）

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

<ポイント>

○障害者虐待の認定要件と刑法の犯罪構成要件は異なる→**正当防衛であるかどうか、は裁判で争うこと**

○「**障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由無く障害者の身体を拘束する行為**」を虐待防止法上の身体的虐待という

守られるべき法律 障害者虐待防止法

01 障害者虐待防止の基本的枠組

法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
 第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み [略] 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

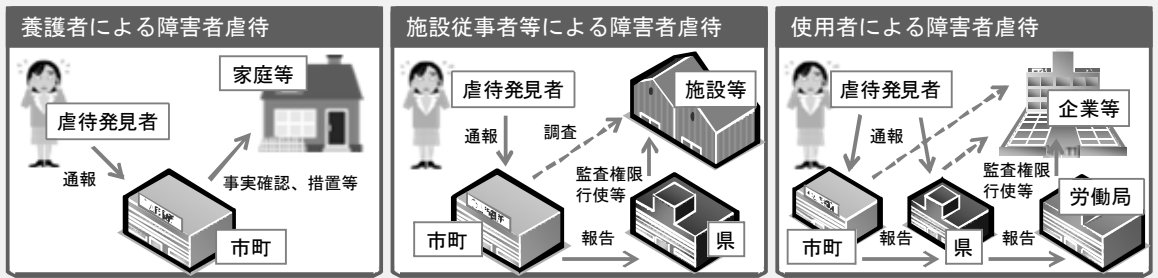
虐待類型

①身体的虐待 ②放棄・放任（ネグレクト） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

法解釈のポイント

- ①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務 [虐待防止法第16条]
 → 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで職員・元職員等の通報（厚生労働省等へのリークを含む）により虐待が発覚した事例もあり
- ②立入調査等の虚偽答弁に対する罰則 [障害者総合支援法第110条、第111条]
 → 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり
- ③虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解 [厚生労働省通知等]
 → 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範疇を超えてしまった事例もあり

通報・調査スキーム



02 県内の虐待通報・認定件数

傾向のポイント

- 法施行から7年が経過したことによる制度定着の効果もあり、**通報件数、虐待認定件数とも増加している**。
(全国ベースは通報・認定ともに増)
〔通報：⑳305件→㉑384件〕
〔認定：㉑87件→㉒125件〕
- 通報等のうち、**虐待が認められた割合は32.6%**（前年度比+4.1pt）となっている（全国ベースは28.6%）。
- 施設従事者等による虐待が通報の**34.6%**（前年度比△2.4pt）、認定の**32.0%**（前年度比△3.6pt）を占める。
- 虐待を受けた者の障害種別では、**知的障害者が全体の48.0%**を占める。
- 30年度に当県内において、**養護者による監禁事案等がマスコミ報道で大々的に取り上げられる機会が多かった**。

【平成29-30年度虐待通報等及び認定件数（件） カッコ内は全国計】

	平成29年度		平成30年度	
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数
施設従事者等	113 (2,374)	31 (464)	133 (2,605)	40 (592)
養護者	175 (4,649)	55 (1,557)	233 (5,331)	83 (1,612)
使用者(※)	17 (1,483)	1 (597)	18 (1,656)	2 (541)
計	305 (8,506)	87 (2,618)	384 (9,592)	125 (2,745)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

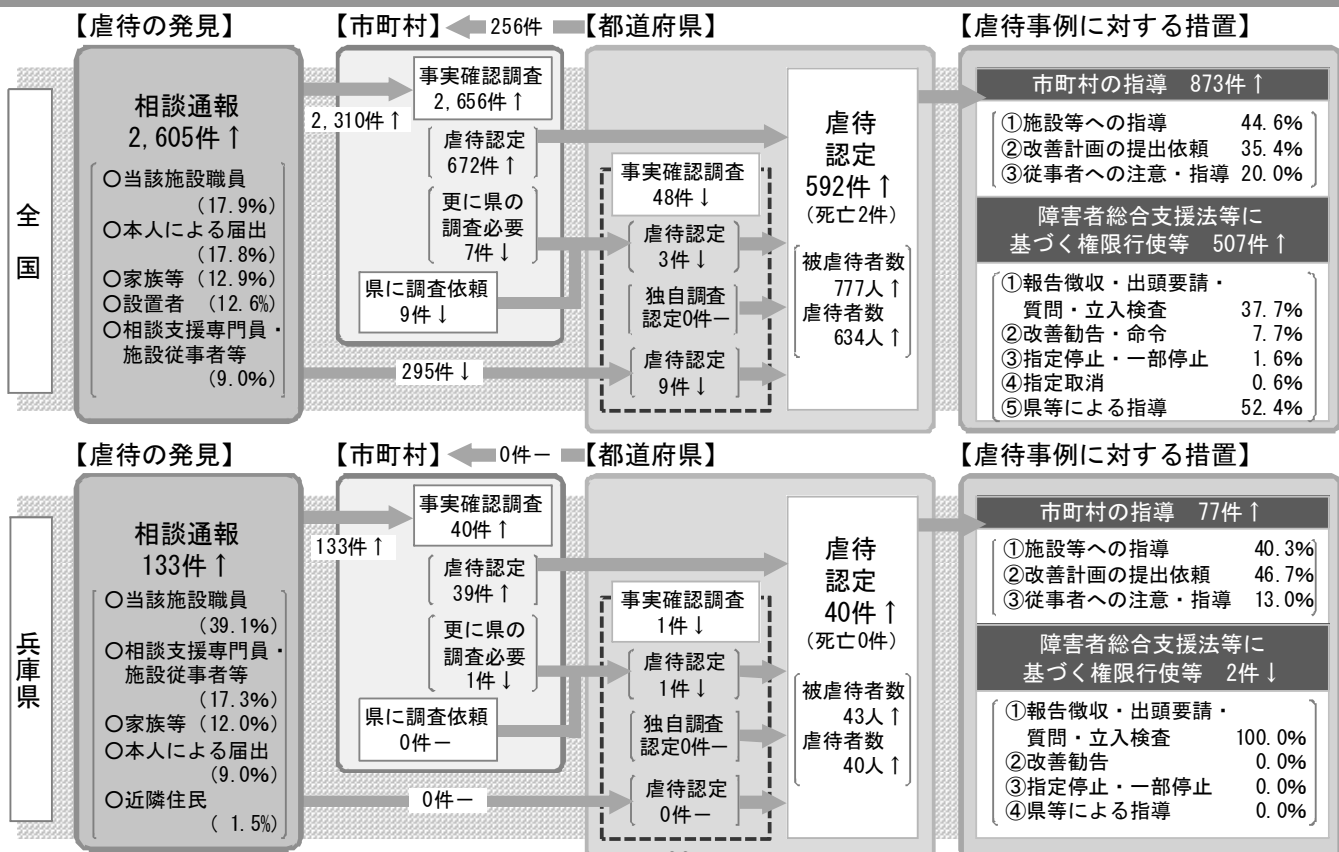
【平成30年度虐待種別・被虐待者種別（件） ※使用者は労働局が別途集計】

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
施設従事者等	22	3	22	1	3	51
養護者	45	3	20	17	25	110
計	67	6	42	18	28	161

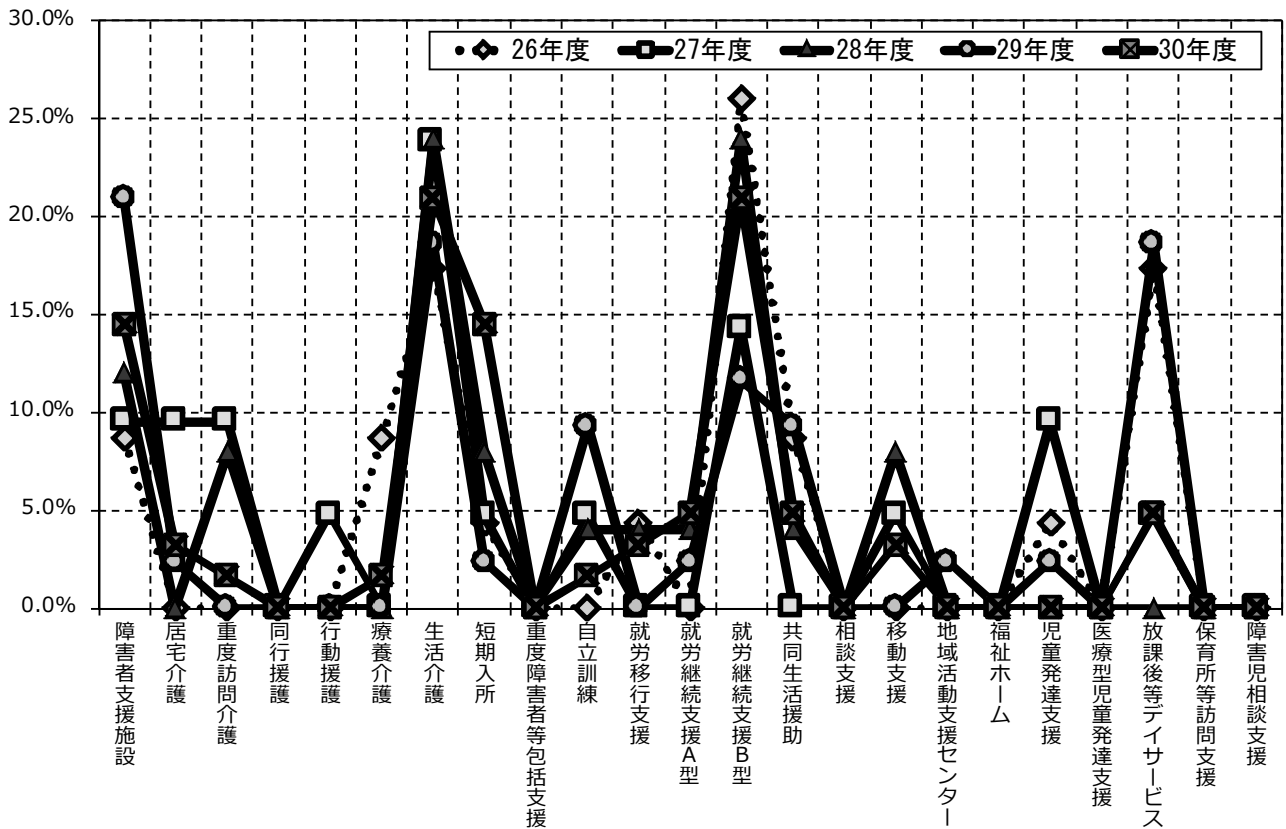
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	15	31	4	0	2	52
養護者	19	40	34	2	1	96
計	34	71	38	2	3	148

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

03 施設従事者等による虐待（30年度）

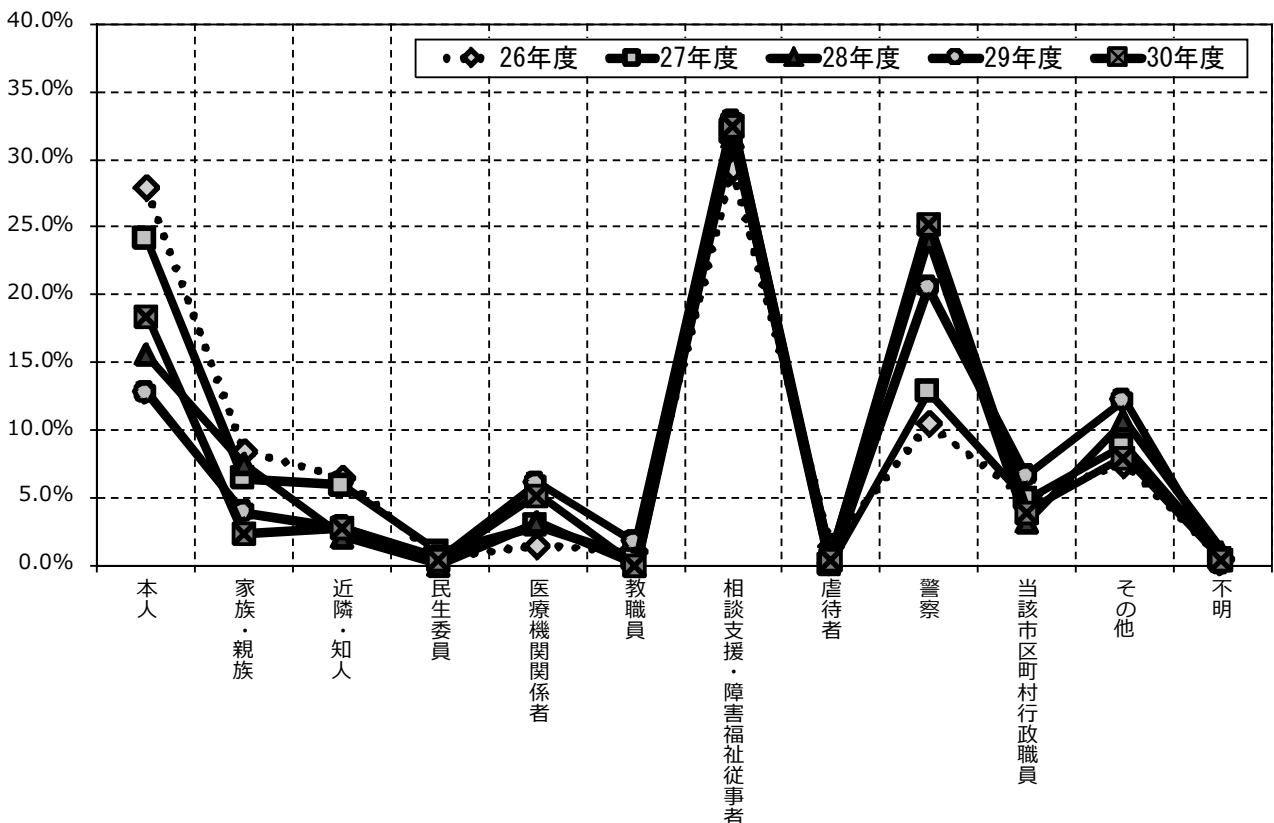


04 虐待施設分類別構成比（施設内・兵庫）



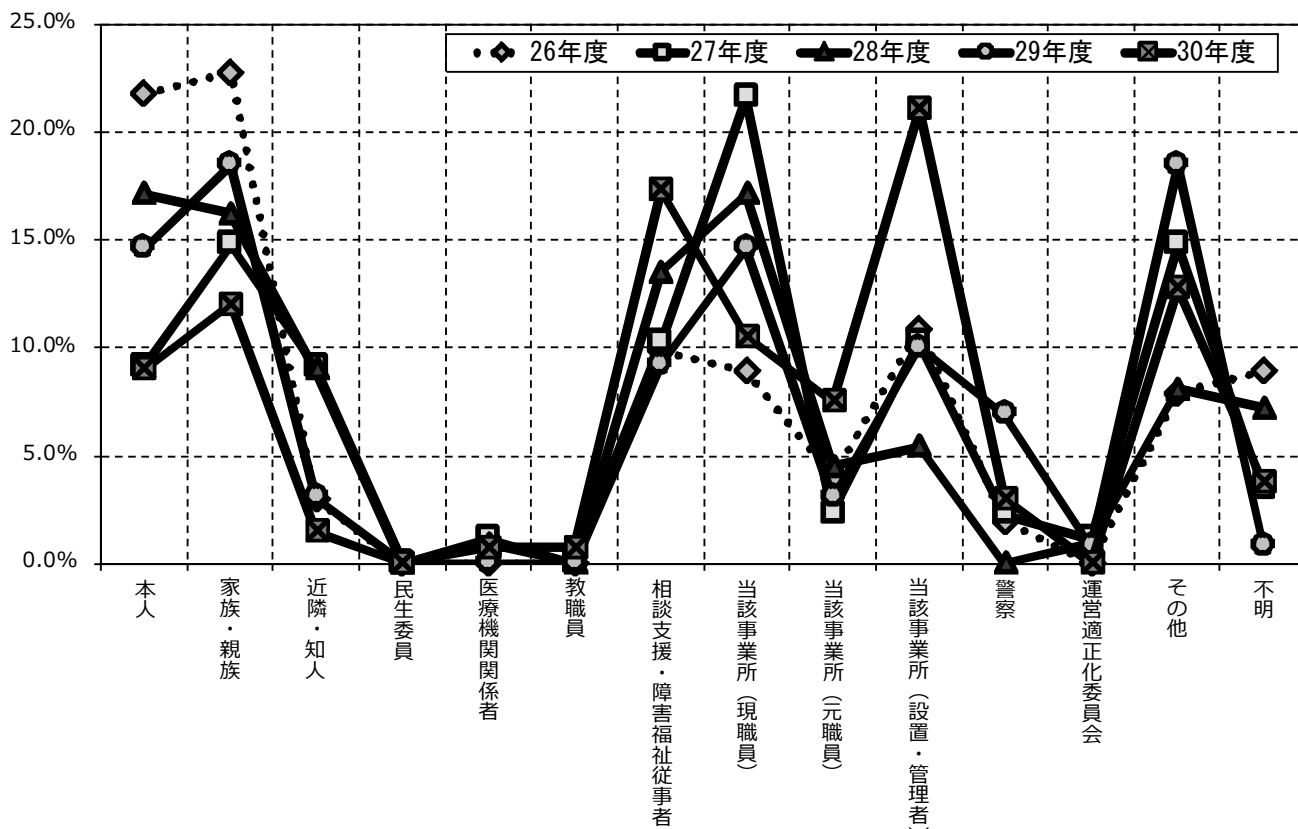
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

05 通報者分類別構成比（養護者・兵庫）



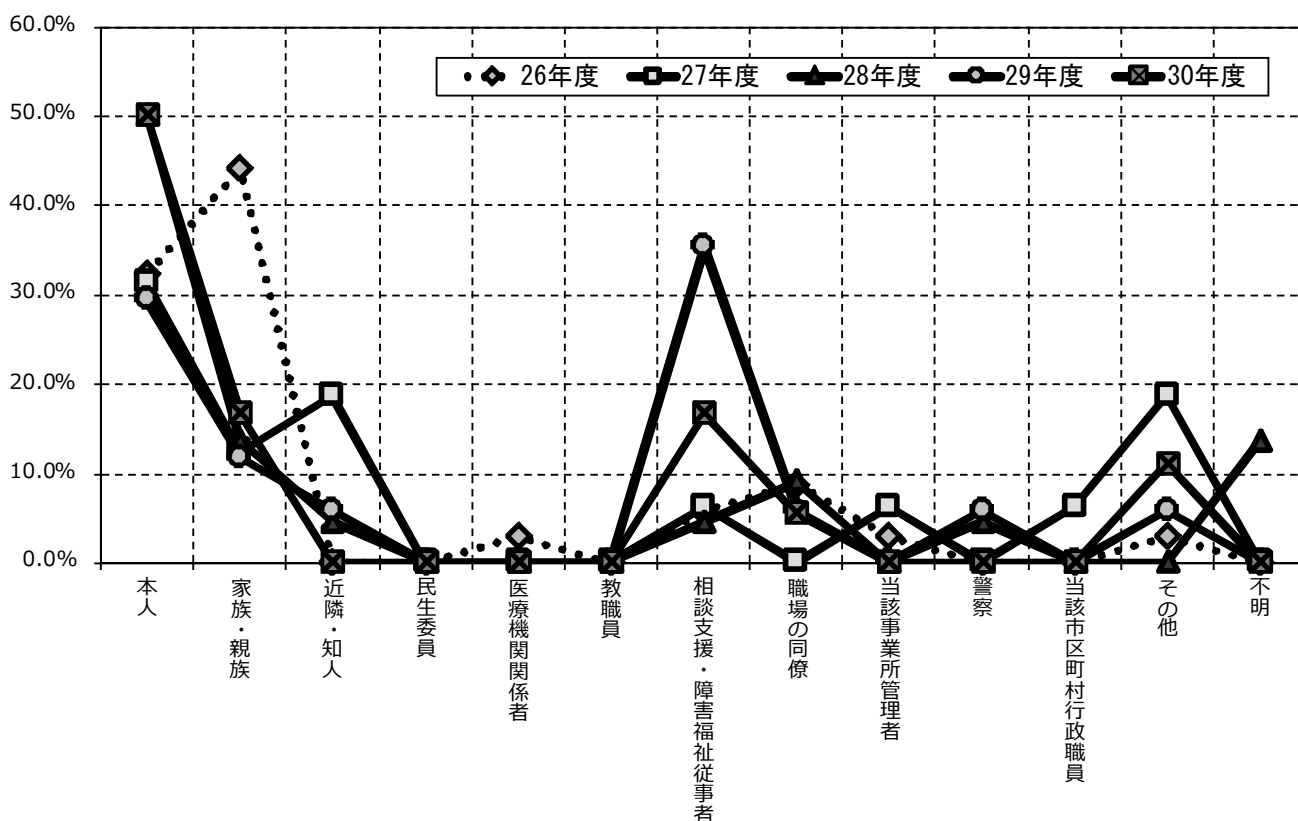
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

06 通報者分類別構成比（施設内・兵庫）



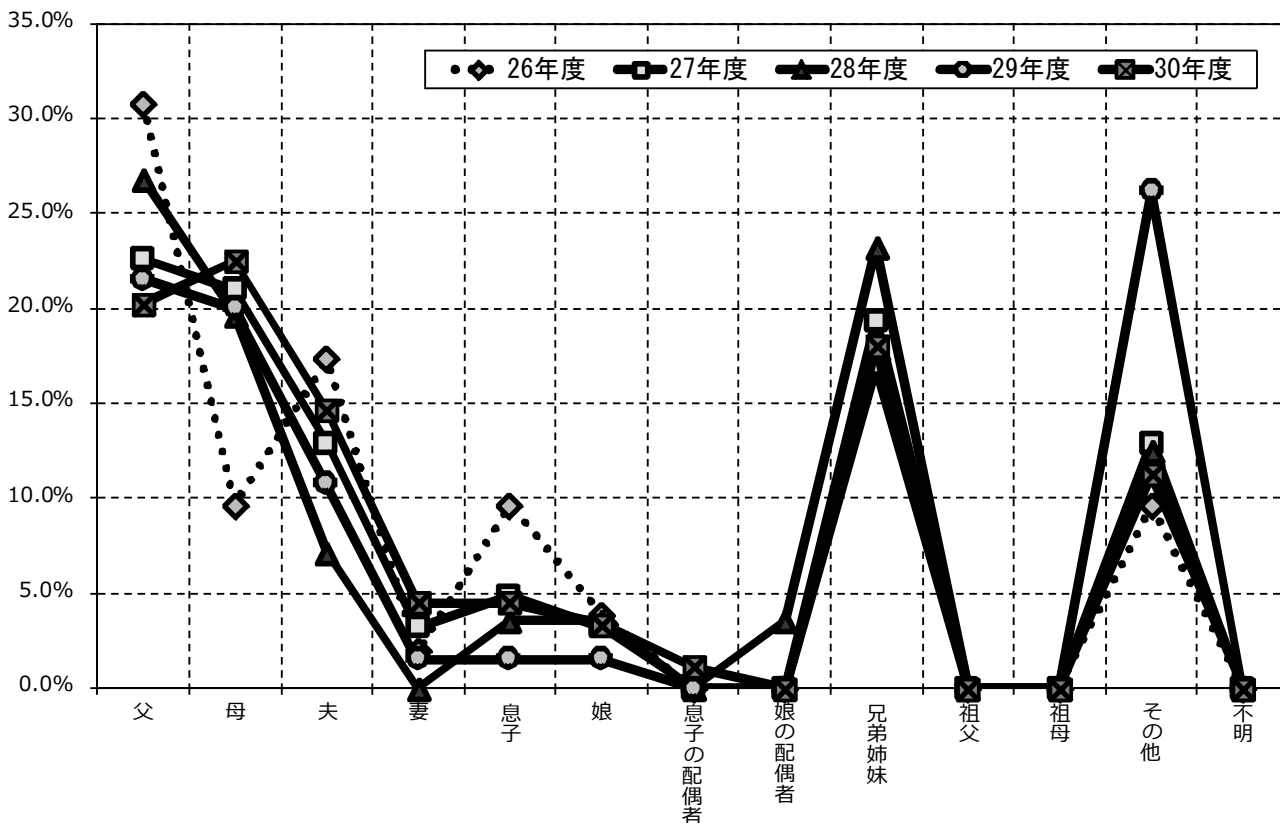
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

07 通報者分類別構成比（使用者・兵庫）



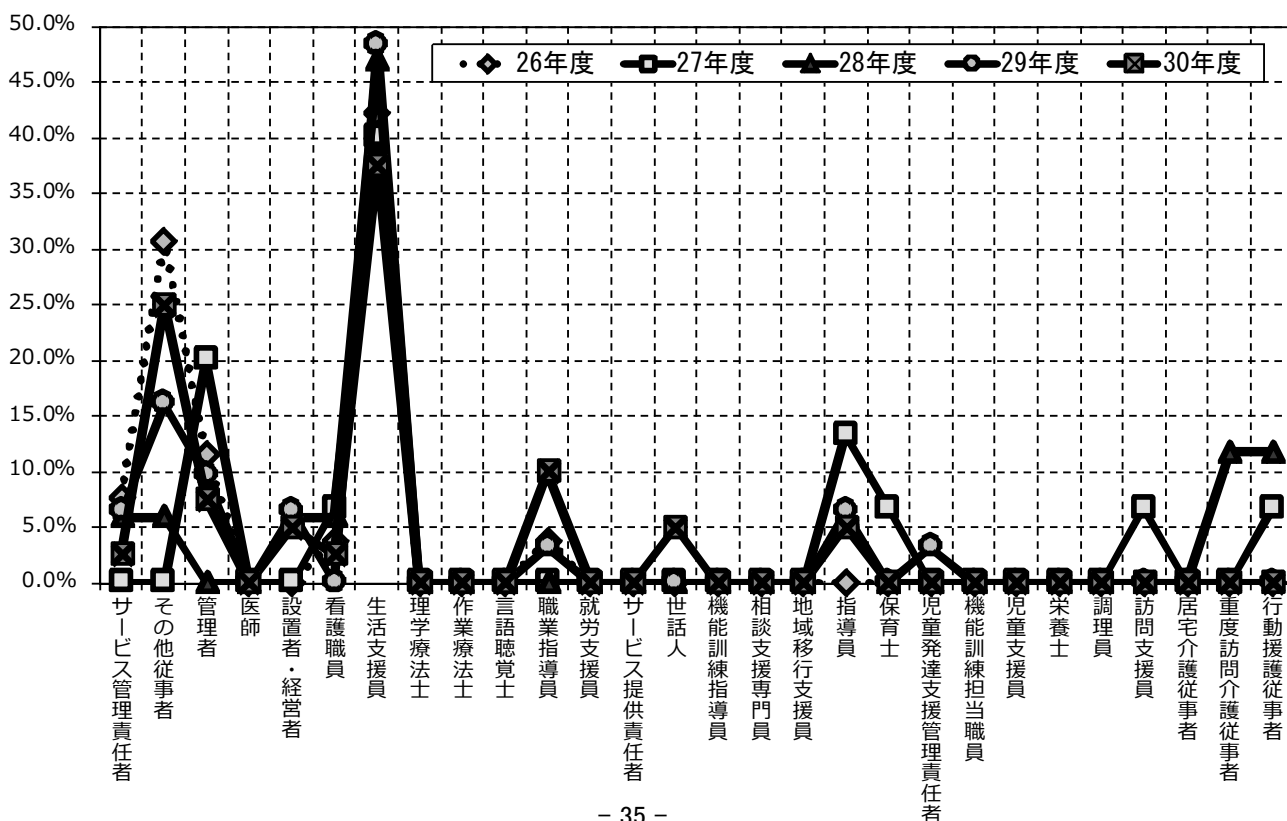
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

08 虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）



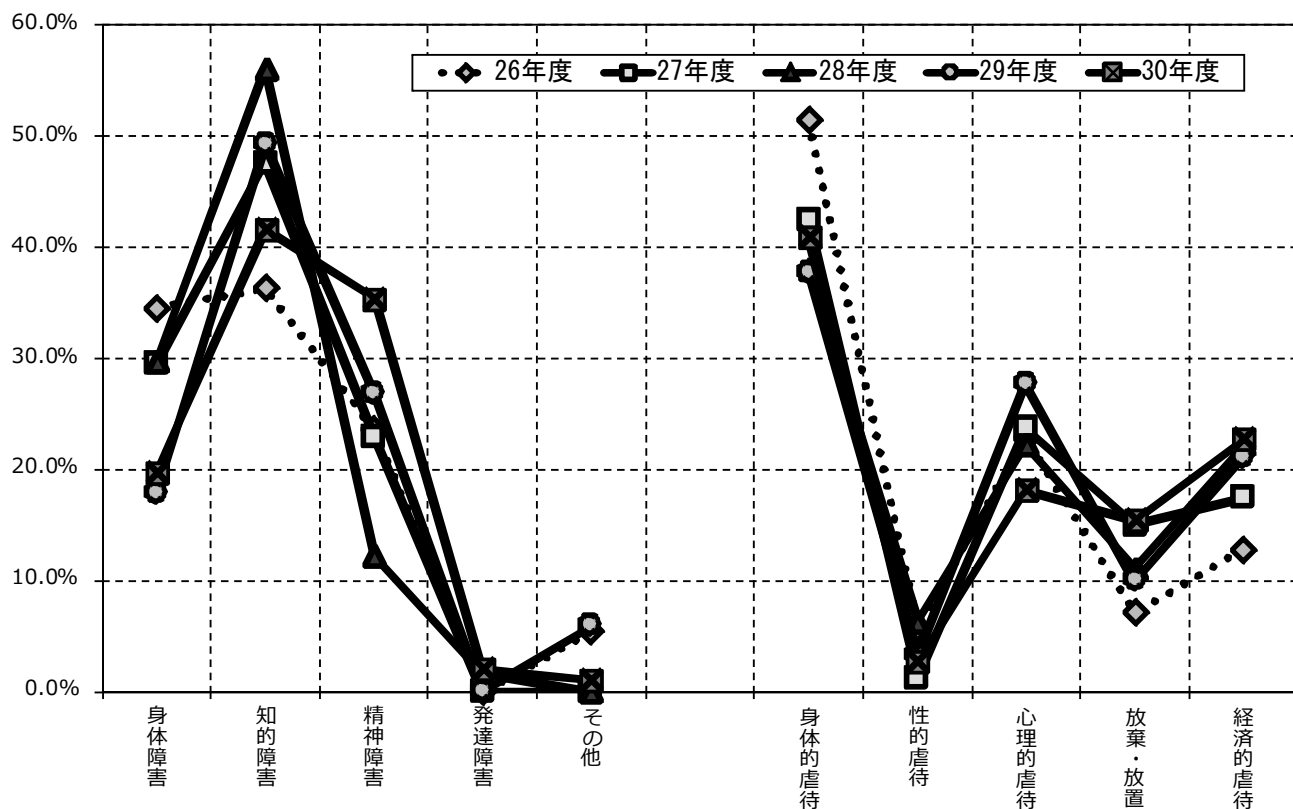
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

09 虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）



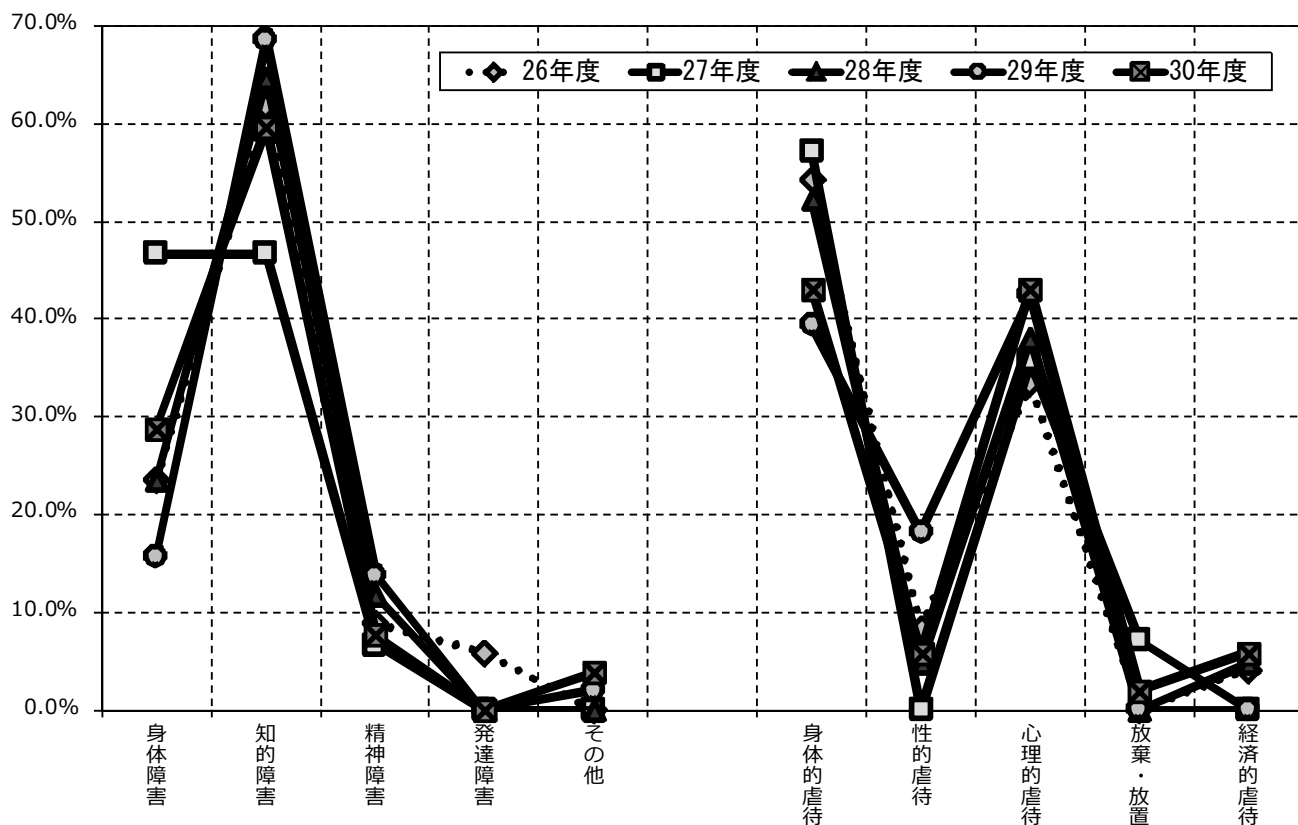
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

10 被虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

11 被虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

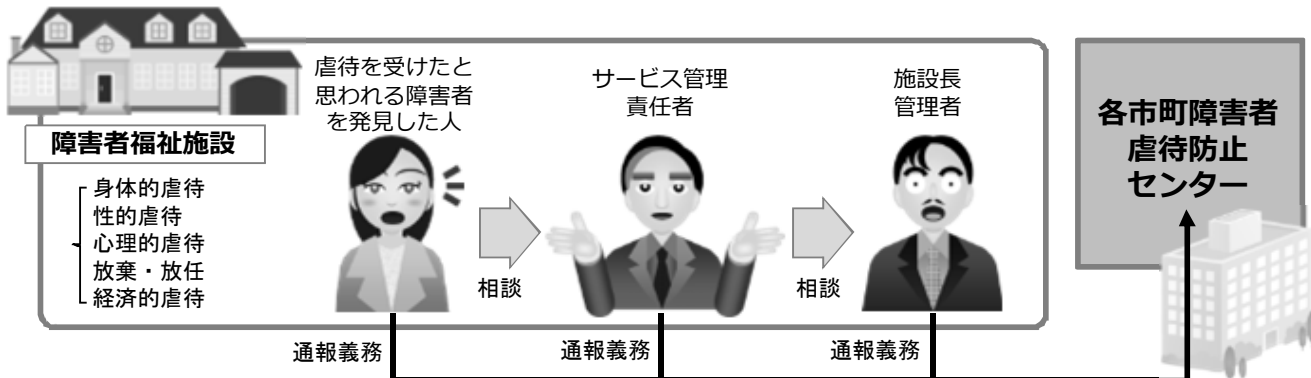
12 通報の徹底と公益通報者保護（1）

障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。



深刻な虐待事案に共通する事項

- 小さな虐待から大きな虐待へとエスカレート
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者・管理者による組織的な虐待の隠蔽
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 過去にも行政から文書指導等

運営法人の理事長による認識不足

虐待が事業運営の大きなリスクたることの認識が希薄

- ①施設・事業所で虐待がないか総点検
- ②虐待が疑われる事案があったら速やかに通報

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

13 通報の徹底と公益通報者保護（2）

内部告発者に賠償請求 埼玉・鹿児島島の障害者施設（日本経済新聞 平成27年11月23日）

障害者の通所施設で虐待の疑いに気付き自治体に内部告発した職員が、施設側から名誉毀損などを理由に損害賠償を求められるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていることが22日、分かった。障害者虐待防止法では、虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。施設側の対応に法曹関係者らから「職員が萎縮して、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

さいたま市の就労支援施設に勤めていた女性元職員（42）は10月、運営主体のNPO法人から約672万円の損害賠償請求を通知する内容証明郵便を受け取った。女性は上司の男性職員が知的障害のある男性利用者2人の裸の写真を撮影し、無料通信アプリで送ってきたり、職場の共用パソコンに保存したりしていたため3月に市へ通報。市は施設へ監査に入った。女性が自主退職した後の6月、虐待を認定、改善勧告を出した。

施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。「外部からの業務受託の予定が取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性は争う構えで、双方が裁判に訴えている。

鹿児島市の就労支援施設の男性元職員（48）は、6月に運営会社から鹿児島簡裁に提訴された。男性は同社で働いていた昨年秋、女性利用者から「幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と聞いた。半信半疑だったが、他の利用者に対する虐待の目撃証言が別の関係者からもあったため、2月に市へ通報した。

施設側は虐待を否定。「事実無根の中傷で名誉を毀損された」などとして110万円の損害賠償を求めている。市は虐待の認定に至っていないが、担当者は「男性がうそをついているとは考えていない。虐待防止法の趣旨からすると、提訴はあるべきことではない」としている。→H29.12双方訴えを取り下げ

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 [略]

（公共の利害に関する場合の特例）

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2～3 [略]

刑法

14 通報の徹底と公益通報者保護 (3)

公益 通報者 保護法

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者〔略〕が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先〔略〕又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者〔略〕、行政機関又は〔略〕必要であると認められる者〔略〕に通報することをいう。

2 〔略〕

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実〔略〕

公益通報の要件

- ①労働者による通報であること（元従業員は対象外）
- ②通報が不正の目的（積極的な害意）でなされていないこと（通説では事業者側に立証責任）
- ③労務提供先等に関する通報であること（私生活等除外）
- ④通報対象事実を含む通報であること
 - (7) 生命・財産等の保護に関わる法律に違反する行為
 - (4) 実効性が刑罰により担保される法令違反行為の事実
- ⑤指定の通報先（内部通報、行政機関通報、外部通報）に通報すること（深刻な風評被害を避けるため内部優先）

保護の内容

- ①公益通報を理由とする解雇の無効（第3条）
- ②派遣元との派遣契約の解除無効（第4条）
- ③減給・降格等事実上の不利益取扱い禁止（第5条）

留意事項等

- ①公益通報者保護法が対象とする「刑法等の犯罪事実」と、虐待防止法が対象とする「障害者虐待の事実」は必ずしも一致しない。

例えば、暴言（アホ等）は形式的には侮辱罪に該当するが親告罪であり捜査対象行為となりにくい。また、刑法上の暴行は「人への有形力の行使」だが、虐待防止法は「身体に外傷のおそれがない暴行」は除外されている。

- ②一方で、裁判を受ける権利は憲法で保障されており、名誉毀損での訴訟は妨げられない。
- ③保護の対象となるか否かは通報時における「**真実相当性**」が判断材料になり、仮に虐待が認定されなかったとしても、それをもって保護対象から外れるわけではない。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

15 身体拘束をしない支援の検討

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

（身体拘束等の禁止）

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

1 やむを得ず身体拘束をするときの三要件

切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い

非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がない

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である

2 組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつ行うのか（身体拘束を行うことの評価と検証）

3 本人・家族に対して具体的に説明

本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る（どのような拘束を行うのかをできるだけ具体的に説明）

4 支援記録の記載と頻回な経過観察

身体拘束を行った時は、支援記録等にその都度記載する（頻回な経過観察 ※例えば、精神保健福祉法では1時間1回）

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける ②手指の機能の制限のためにミトン型手袋を付ける ③行動制限のためにつなぎ服を着せる
- ④利用者を押さえつける ⑤落ち着かせるために向精神薬を過剰服薬させる ⑥鍵のかかった居室等に隔離する

福祉関係者の皆様へ
兵庫県から大切なお知らせです。



兵庫2030年の展望 リーディングプロジェクト対象事業

防災と福祉の連携による 個別支援計画作成促進事業

～ ケアマネジャー・相談支援専門員等の力で、利用者の方々のいざという時に備えましょう ～



阪神・淡路大震災では、県内死者の約半数が65歳以上の高齢者でした。また、東日本大震災では、地域によって差はあるものの、宮城県では障害者の死亡率が全体の約2倍以上であったと言われています。大規模災害の度に、多くの高齢者や障害者（避難行動要支援者）が犠牲になる事態が続いています。

避難行動要支援者の避難対策には、あらかじめ避難のための個別支援計画を地域で作成しておくことが重要です。兵庫県では平常時のケアプラン等の作成に合わせ、要支援者の心身状況や生活環境等を熟知した福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）が地域とともに個別支援計画を作成する事業に取り組んでいます。

県・市町が協働し、この取組をより一層拡大し、平常時・災害時の支援を一体的に考える仕組みを作ることで、包括的な支援体制が整った地域共生社会の構築をめざします。

お問い合わせ先

兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課

TEL : 078-362-9870 FAX : 078-362-9914 E-mail : bousaikikakuka@pref.hyogo.lg.jp

住所 : 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-39

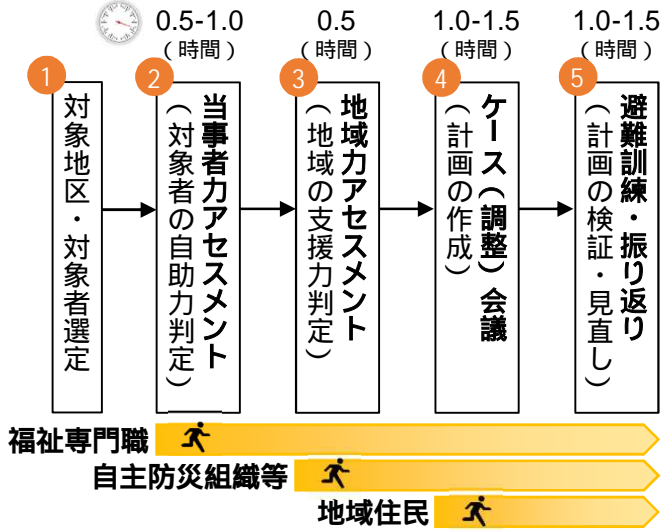
ウェブサイト : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/saigaijiyouengosha.html>

兵庫県防災と福祉の連携

検索

1 防災と福祉の連携による個別支援計画作成のための標準業務フロー

[標準作業時間は目安]



- 浸水想定区域に居住する要介護度の高い独居高齢者や重度障害者等、リスクの高い方を中心に各市町が対象者を選定し、関係者間の調整を行います。[左図]
 - 福祉専門職を中心に、専用キット等を活用して対象者の自助力(居住地の災害リスクの理解、災害対応能力、平常時の備え等)のアセスメントを行います。[左図]
 - 地域の支援力(資機材の準備状況、近隣の若年人口数等)のアセスメントを行います(このアセスメントの実施主体は福祉専門職でなくても構いません)。[左図]
 - 福祉専門職を中心に、関係者とともにエコマップを作成しながら避難方法や移動支援時の配慮等について検討し、地域で計画を作成します。[左図]
 - 作成した計画を避難訓練で検証し、必要な見直し等を行います(福祉専門職は必要に応じて助言)。[左図]
- 国立障害者リハビリテーションセンター作成による「安心防災帳」

2 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等への計画作成報酬

【補助メニュー】

計画作成	7,000 円/件
計画更新	7,000 円/件

- 標準業務フローに従い、専用研修を受講した福祉専門職¹が計画作成を支援した場合に、計画1件あたり7,000円の報酬を支払います。
- 作成した計画を福祉専門職が更新した場合(避難支援方法や配慮事項の変更等²)に、計画1件あたり7,000円の報酬を支払います。

1 兵庫県が平成30年度以降に開催した「防災対応力向上研修」の修了証を所持していることが必要
2 更新は避難支援方法の大幅な変更等を伴うものに限る(軽微な変更は対象外)

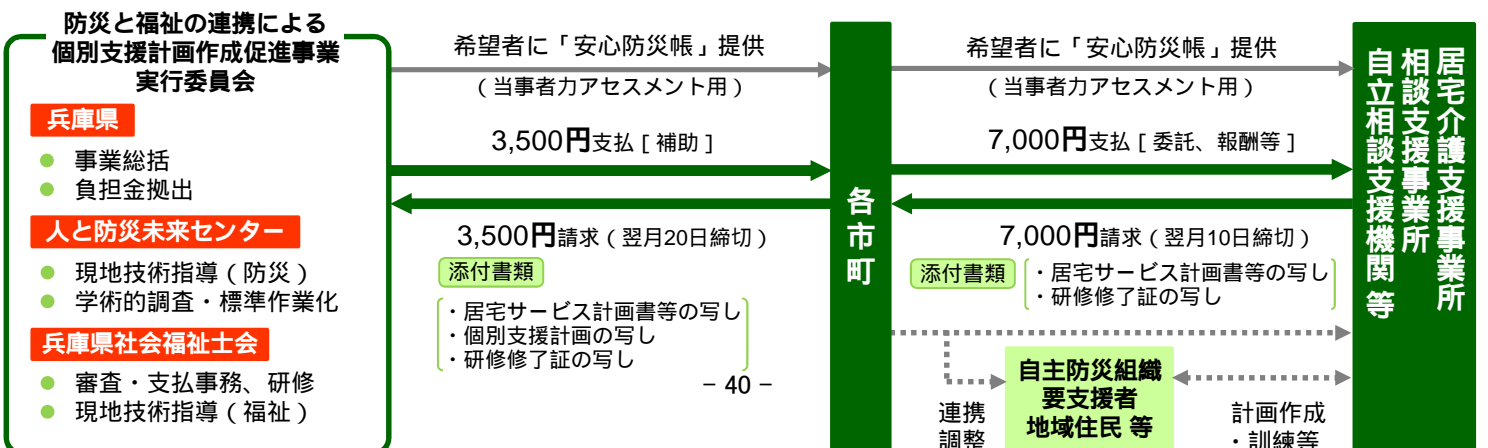
3 福祉専門職(介護支援専門員・相談支援専門員)が作成する標準様式

- 福祉専門職はケース会議の結果を踏まえ、普段の支援で使用する居宅サービス計画書等に災害時の支援ポイントをまとめます(自主防災組織等が個別支援計画をまとめる際には助言等を行うようにしてください)。



4 報酬の申請・支払等の実施スキーム

- 本事業は兵庫県・人と防災未来センター・兵庫県社会福祉士会で構成する実行委員会が実施主体となります。





避難行動要支援者に対する支援

高齢者や障害者等、災害の発生時または災害が発生する恐れがある場合に特別な避難支援を要する方について、市町とも連携しながら様々な支援施策を実施しています。

ひょうご防災減災推進条例

兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、これを伝え、この経験と教訓を活かして、今後の災害に備えることが私たちの責務であることから、「ひょうご安全の日を定める条例」を改正し、県・市町・自主防災組織等の防災減災の取組を一層推進するため、「ひょうご防災減災推進条例」を制定しました（平成29年3月6日施行）

- 条例（条文のみ）
 [ひょうご防災減災推進条例（全文）（PDF：79KB）](#)
- 条例のポイント
 [ひょうご防災減災推進条例のポイント（PDF：86KB）](#)




災害時要援護者支援指針の改訂

高齢者や障害者等の災害時要援護者に関する避難支援等の考え方をまとめた「災害時要援護者支援指針」（平成25年全面改訂）について、その後の仙台防災枠組や障害者差別解消法の施行、熊本地震における課題、「ひょうご防災減災推進条例」（平成29年3月制定）の趣旨等を踏まえ、改訂を行いました。また、本指針の改訂に併せて、自治会や自主防災組織において作成する個別支援計画のポイント等の整理した手引きや県内外で実践されている災害時要援護者支援の先進的な取組等の内容・ポイントを整理した事例集を作成しましたので、市町や地域における災害時要援護者支援の取組を進めるにあたり、適宜ご活用ください。

改訂のポイント



1. 仙台防災枠組や障害者差別解消法の施行等を踏まえた改訂
災害時要援護者による防災減災対策への参画等、災害時要援護者本位の支援の重要性を強調
2. 市町や地域の現状を踏まえた改訂
個別支援計画策定過程における福祉専門職の参画等、防災と福祉の連携強化を明記
3. ひょうご防災減災推進条例の趣旨を踏まえた改訂
避難行動要支援者名簿の提供を推進するための市町条例の制定や個別支援計画の策定促進、家族や地域等の役割を明確化
4. 熊本地震の課題を踏まえた改訂
避難支援時だけでなく、避難後の生活も含め、災害時要援護者の震災等関連死を防ぐための総合的な支援の強化を明記

兵庫県災害時要援護者支援指針（平成29年9月改訂）

-  [兵庫県災害時要援護者支援指針改訂の概要（PDF：453KB）](#)
-  [兵庫県災害時要援護者支援指針（平成29年9月改訂）（PDF：3,454KB）](#)
-  [避難のための個別支援計画等の様式（ワード：112KB）](#)

個別支援計画作成の手引き（令和2年度版）

自主防災組織や自治会で避難のための個別支援計画を作成する際の手引きをまとめた。

-  [個別支援計画作成の手引き（PDF：1,918KB）](#)
-  [個別支援計画作成の手引き（冊子作成用）（PDF：1,843KB）](#)

兵庫県災害時要援護者支援取組事例集（平成29年度版）

災害時要援護者支援に取り組む県内外の事例を集めました。

-  [兵庫県災害時要援護者支援取組事例集（PDF：7,697KB）](#)

防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業（令和2年度から）

モデル事業として2年間、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）が地域とともに避難のための個別支援計画を作成する取組を進めてきました。その成果を踏まえ、令和2年度より、県内全市町において県・市町による一般施策として本格実施しています。

このスキームの全国的な制度化に向けて、国（内閣府、厚生労働省）へ働き掛けを行っています。将来的には災害対策基本法における個別支援計画作成の法制化、介護保険法・障害者総合支援法における福祉専門職の職務としての位置付け及び報酬加算を目指しています。

[防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業（令和2年度）](#)

防災と福祉の連携促進モデル事業（平成30年度・令和元年度）

高齢者や障害者等、避難時に特別な支援を要する災害時要援護者（要配慮者）に対する支援体制を構築するため、平成30年度事業として、兵庫県では播磨町（障害分野）と篠山市（介護分野）とともに、モデル事業に取り組んでいます。

令和元年度は播磨町・篠山市でのモデル事業の成果を踏まえ、県内36市町（尼崎市・宝塚市・川西市・三木市・佐用町を除く）で同様のモデル事業を拡大実施しています。

- [防災と福祉の連携促進モデル事業（平成30年度実施）](#)
- [📄 防災と福祉の連携促進モデル事業実施報告書（平成30年度作成）（PDF：7,047KB）](#)
- [防災と福祉の連携促進モデル事業（令和元年度実施）](#)
- [📄 防災と福祉の連携促進モデル事業実施報告書01（令和元年度作成）（PDF：4,785KB）](#)
- [📄 防災と福祉の連携促進モデル事業実施報告書02（令和元年度作成）（PDF：8,689KB）](#)
- [📄 防災と福祉の連携促進モデル事業実施報告書03（令和元年度作成）（PDF：3,740KB）](#)

高齢者・障害者の自助力強化推進事業（令和元年度から）

高齢化の進展や在宅医療・介護、地域移行の推進等により、地域で暮らす高齢者・障害者が増えています。地域での防災活動も進んでいますが、いざという時に重要なのが平常時の備えと心掛けです。高齢者・障害者の自助力（防災意識）向上を図り、早期避難の徹底等を促します。

- [高齢者・障害者自助力強化推進事業](#)

お問い合わせ

部署名：企画県民部防災企画局防災企画課 防災企画班
電話：078-362-9870
FAX：078-362-9914
Eメール：bousaikakuka@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県庁 法人番号8000020280003

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711（代表）

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.

福祉サービス第三者評価事業について

1 福祉サービス第三者評価制度の背景

- 社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの多くが、行政による措置から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度に移行し、利用者本位のサービスが求められるようになりました。
- 利用制度では、利用者に対し、ニーズに適した福祉サービスを自ら選択するための情報提供が必要であるとともに、事業者は、自ら福祉サービスの現状の水準や課題を把握し、改善に向けた取組が必要です。
- このような利用者の選択と、事業者のサービスの質の向上への取組を推進するための仕組みとして、事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度が必要とされています。

2 福祉サービス第三者評価事業の目的

(1) 福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

- 社会福祉法に、社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービス利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければならないことが規定されています。
- 社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、福祉サービスの質の向上のための措置の一環であり、福祉サービス第三者評価事業はそれを支援するための事業です。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

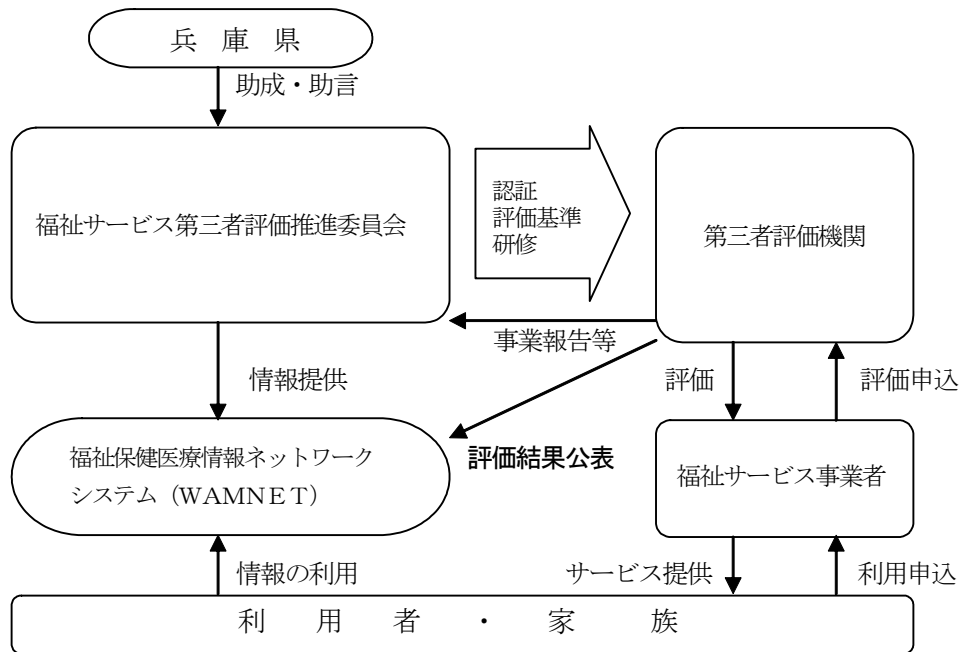
第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

- 福祉サービス事業者が、事業運営における個々の問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつける契機とします。
- 客観的かつ公正に評価された情報を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に寄与します。

3 福祉サービス第三者評価事業の仕組み



※ 評価結果は、評価機関がWAMNETを利用し、インターネット上で公表している。

【福祉サービス第三者評価事業Q & A】

Q1 「第三者評価」とは何ですか？

A 福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」であるとされています。

第三者評価事業のポイントは、当事者（事業者および利用者）以外の第三者による評価であること、専門的かつ客観的な立場からの評価であること、と整理できます。

Q2 なぜ「第三者評価」が必要とされているのですか？

A 社会福祉基礎構造改革の進展によって、福祉サービスは従来の措置から契約による利用制度へと移行していくこととなります。このような状況では、利用者は自らにふさわしい、より質の高い福祉サービスを求め、事業者は、質の高いサービスを提供しなければ、利用者から選択されることが困難となります。

そのため、第三者評価事業は個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけることとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的として実施されます。

第三者評価は、「良いところ」「努力すべきところ」を指摘するものであって、事業所の優劣をつけるもの、あるいは、A・B・C ランクなどの格付けを行うものではありません。

■ 事業者によるサービスの質の向上に向けた取組

- ・ 提供するサービスが利用者に説明でき、選択されるために、サービスの現状の水準や課題を把握し、課題を明確にした上での改善に向けた継続的な取組を促進する。
- ・ 評価結果を職員が共有することによって、改善に向けた組織的な取組を確保する。

Q3 第三者評価に取り組むメリットは何ですか？

A 第三者評価に取り組むことで、以下のようなメリットが期待できます。

- ・ 利用者へサービスの質の向上に積極的に取り組んでいることをアピールすることができます。
- ・ 第三者評価のプロセス（自己評価、訪問調査など）を通して、職員が日々の業務への課題を発見することができ、組織全体の質の向上につながります。
- ・ 経営者にとって、自らの事業が提供するサービスの内容について客観的・専門的な評価を受けることで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにすることができます。

Q4 第三者評価では、何を評価するのですか？

A 福祉サービスの第三者評価事業では、主に、福祉サービス提供体制の整備状況と取組について評価基準を用いて、専門的・客観的な立場からの評価が行われます。

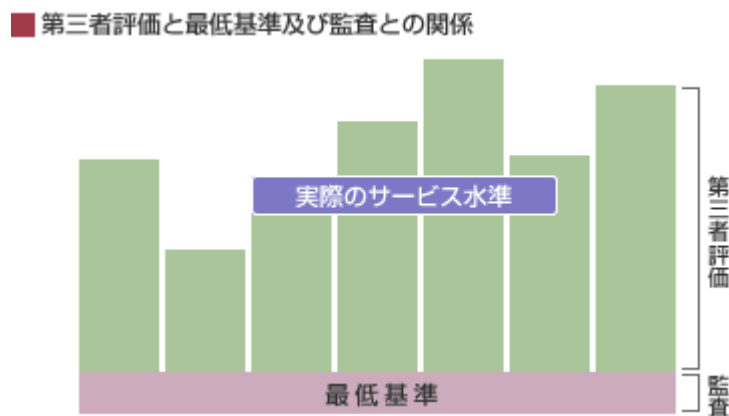
福祉サービス提供体制の整備状況と取組

- ・ 自法人・福祉施設等の経営理念に基づき提供される福祉サービス内容の決定
- ・ サービスの提供体制
- ・ 福祉サービスの質の向上に向けての全組織的な取り組み

第三者評価では事業所で提供されている「福祉サービスの質の向上」を目的として評価が行われますので、例えば、その法人や施設の経営（財務）状況についての評価は行われません。第三者評価は、福祉サービスの質の向上を促すためのシステムのひとつであり、他の苦情解決制度等、福祉サービスの質を高める他の仕組みと組み合わせられることによって、一層の福祉サービスの質の向上が図られることとなります。

Q5 「第三者評価」と行政監査はどのようにちがうのですか？

A 行政監査は、法令が求める最低基準を満たしているか、否かについて定期的に所轄の行政庁が確認するものであり、社会福祉事業を行うためには、最低限満たしていなければならない水準を示しているものです。一方、第三者評価は、現状の福祉サービスをよりよいものへと誘導する、すなわち福祉サービスの質の向上を意図しているという点で行政監査とは根本的にその性格を異にしています。



Q6 福祉サービス第三者評価は必ず受けなければならないのですか？

A 社会福祉法第 78 条は、社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない、と自己評価について努力義務を規定していますが、福祉サービス第三者評価を受けることは法律上の義務ではありません。

しかし、福祉サービスの質を向上させていくとともに、利用者や住民の信頼を得ていくために、第三者評価は、有効かつ必要です。社会福祉法第 78 条第 2 項では、国は、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講じるよう規定しており、福祉サービスの第三者評価事業はこの規定に基づき国が基盤づくりを進めているものです。

【福祉サービス第三者評価事業関係ホームページ】

[全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業]

<http://shakyo-hyouka.net/>

[兵庫県 福祉サービス第三者評価について]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw16_000000026.html

[WAM NET 福祉サービス第三者評価情報]

<https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri2.nsf/aHyokaTop?OpenAgent>

兵庫県福祉サービス第三者評価機関一覧

令和3年3月1日現在

評価機関名	所在地	電話番号
株式会社 第三者評価	大阪府大阪市東淀川区東中島1-17-5 スタジオ新大阪503号	06-6195-6313
特定非営利活動法人 こども応援隊	伊丹市昆陽池1-36(ウエルネス内)	072-768-9775 (ウエルネス内)
特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	大阪市中央区常盤町2丁目1番8号 FGビル大阪4階	06-6438-5687
特定非営利活動法人 CSウオッチ	明石市朝霧山手町3番3号	079-490-3871
一般財団法人 大阪保育運動センター	大阪市中央区谷町7丁目2番2-202号	06-6763-4381
一般社団法人 ライフ・デザイン研究所	神戸市長田区萩乃町2丁目2番14-703号	078-643-2448
株式会社 H. R. コーポレーション	西宮市甲陽園本庄町6-25-224	0798-70-0651
特定非営利活動法人 福祉市民ネット・川西	川西市小花1丁目12-10 ビスタ川西201	072-786-1194
特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター	大阪市都島区友渕町1丁目3番36-401号	06-6922-9365
一般社団法人 阪神福祉NET	尼崎市南武庫之荘4丁目9-6	072-744-1117
特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター	姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館内	079-287-3000
一般社団法人 ぱ・まる	堺市堺区三宝町2丁131番地2	072-227-4567
あけぼの監査法人	大阪市北区東天満2丁目8番1号 若杉センタービル8階	06-6948-6740
特定非営利活動法人 あ・いっぽ	神戸市西区今寺5番地の2	078-975-0181

社援発0329第18号
障発0329第28号
平成30年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について

福祉サービス第三者評価事業については、今般、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が一部改正されたところである。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」により、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受けて、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に検討を要請し、その結果を踏まえて、別添通知を発出することとなったところであるが、これを受け、障害福祉サービス等においても同様の対応を図るために、本通知を発出することとなった。

本通知の内容については、平成30年4月1日から適用することとなるが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について

(1) 第三者評価指針改正通知の内容

今般の第三者評価指針改正通知では、福祉サービス第三者評価事業が福祉サービスの質の向上のための措置を援助するためのものであると同時に、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す側面もあることから、

- ・ 同通知中の指針において、経営者の責務及び事業の位置付けとして、質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審が必要である趣旨を明記するとともに、
- ・ 本事業の普及・啓発を更に進める観点から、同通知に添付される都道府県推進組織のガイドラインに、共通事項として、数値目標の設定及び公表並びに本事業の実施状況の評価（以下「数値目標の設定等」という。）に関する努力義務の規定を設けることとした。

(2) 障害福祉サービス等の対応

①数値目標の設定等

障害福祉サービス等については、高齢者福祉サービスの取扱いを踏まえ、以下の点に留意すること。

- ・ 障害福祉サービス等全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

(サービス区分)

1 居宅介護	11 就労継続支援
2 重度訪問介護	12 就労定着支援
3 同行援護	13 自立生活援助
4 行動援護	14 共同生活援助
5 療養介護	15 障害者支援施設
6 生活介護	16 児童発達支援
7 短期入所	17 放課後等デイサービス
8 重度障害者等包括支援	18 居宅訪問型児童発達支援
9 自立訓練	19 保育所等訪問支援
10 就労移行支援	20 障害児入所施設

- ・ 数値目標の設定に当たっては、受審促進に向けて、どのような取組を実施するか、評価するための評価機関をどのように確保するかなど、数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること。
- ・ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、まずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること。
- ・ 数値目標の水準は、単にこれまでの実績や評価機関からの調査結果だけをもって設定するのではなく、「3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し」の影響を加味したものとすること。

②数値目標を達成するための方策

数値目標を達成する方策については、制度理解を重視した普及・啓発の取組だけでなく、より効果的な普及・啓発方法や受審することによるメリットを感じてもらえるような取組が望まれる。

例えば、障害福祉サービス等の実践の振りかえり（自己評価）を通じた障害福祉サービス等の評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本事業の受審を推奨、その他都道府県の実情に応じて、以下のような取組を推進することが考えられる。

<取組例>

- ア 福祉サービス第三者評価を受審した事業所については、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしている事業所として位置付け、受審していない事業所と差別化して、相談支援専門員への情報提供やHPでの公表を行う。
- イ アと同様の理由から、受審していない事業所と差別化し、福祉人材センター、県内の福祉系大学・専門学校など障害福祉人材の求人に関わる関係機関に情報提供する。
- ウ 施設整備費の補助において、福祉サービス第三者評価事業の受審を重視する。

2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減

今般、第三者評価指針改正通知では、障害福祉サービス事業所等の負担を軽減することによって自発的な受審を後押しする観点から、共通事項として、都道府県推進組織のガイドラインに「福祉サービス第三者評価を受審する事業所から提出を求める書類等について、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること」の規定を設けた。

また、障害福祉サービス等については、以下のとおり、障害福祉サービス事業者等が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等を軽減することが可能とされていることから、この義務等の軽減の着実な実施及び周知もあわせて行われたい。

関係する制度	制度で課される義務等の軽減内容
社会福祉法人の監査	所轄庁の判断により、3年に1回監査を実施すべきところ、一定の要件を満たす場合、4年に1回に監査の周期の延長が可能とされている。

3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、障害福祉サービス事業所等は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

このため、今般、次表の障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の一部を改正することにより、次表の障害福祉サービス等に係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。

表 (障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の改正の対象である
障害福祉サービス等)

1 居宅介護 ※1	11 就労継続支援 ※1
2 重度訪問介護 ※1	12 就労定着支援 ※1
3 同行援護 ※1	13 自立生活援助 ※1
4 行動援護 ※1	14 共同生活援助 ※1
5 療養介護 ※1	15 障害者支援施設 ※2
6 生活介護 ※1	16 児童発達支援 ※3
7 短期入所 ※1	17 放課後等デイサービス ※3
8 重度障害者等包括支援 ※1	18 居宅訪問型児童発達支援 ※3
9 自立訓練 ※1	19 保育所等訪問支援 ※3
10 就労移行支援 ※1	20 障害児入所施設 ※4

- ※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

利用者の **安心** **信頼**
職員の **意欲向上** **意識改革** を導く

福 祉 サ ー ビ ス

第 三 者 評 価

活用のご案内

福祉サービス第三者評価とは、専門的・客観的な立場から
福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

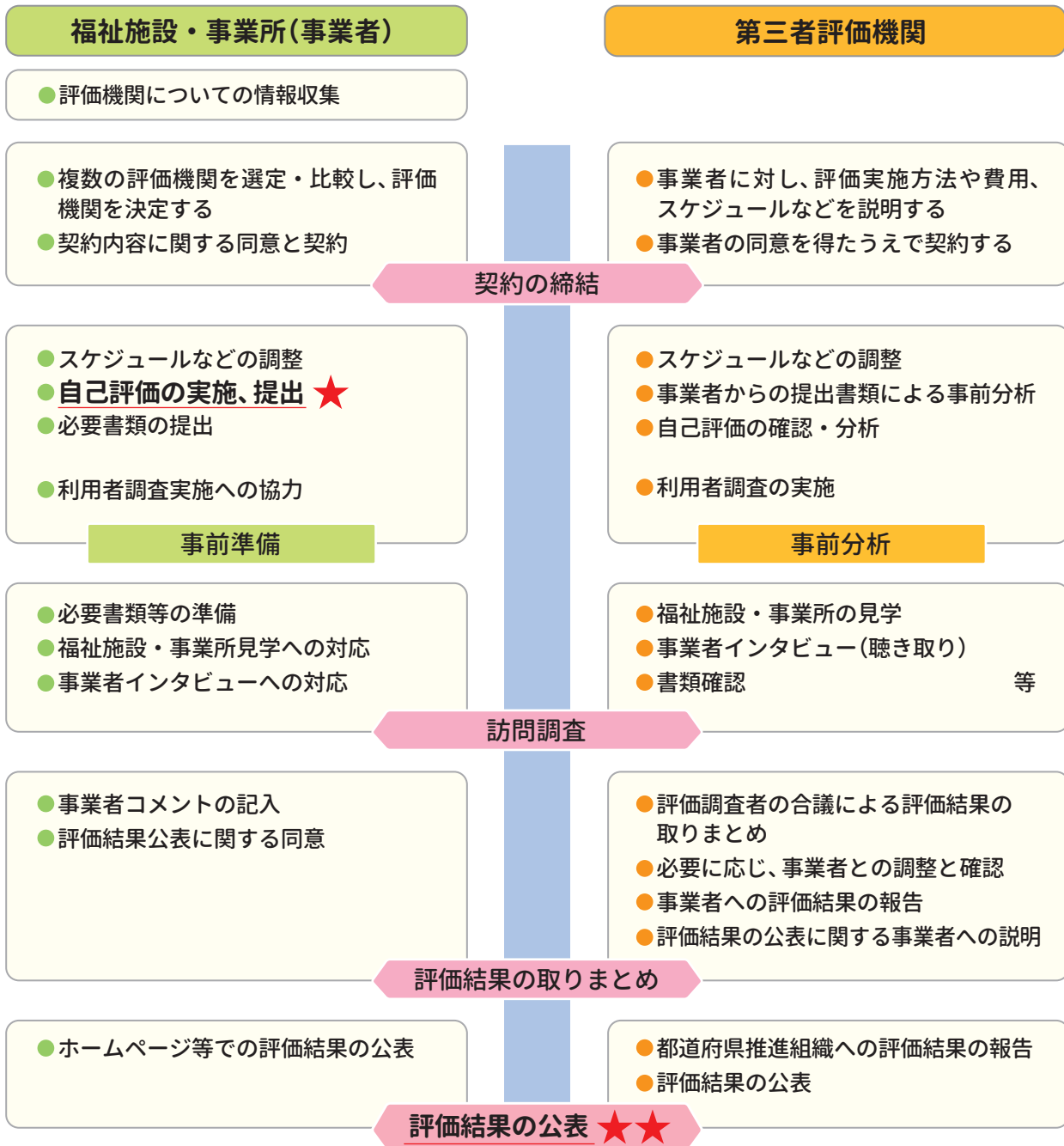
第三者評価の受審により

- 福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果(よいところ)などが明らかになります。
- 福祉サービスの具体的な改善点を把握し、質の向上に結びつけることができます。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高めることにつながります。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

第三者評価の流れ

～受審申込みから結果公表までの標準的な流れ～



都道府県推進組織ホームページあるいはWAM NET*において評価結果を公開 *P.7のQ1を参照

※上記は、標準的なフローを示したものであり、受審にあたっては、都道府県推進組織や評価機関に確認してください。



福祉施設・事業所による評価結果の有効活用

■ 福祉サービス第三者評価とは

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

- 福祉サービスの質の向上を図ることを目的としています。
- 評価結果を公表することで、福祉サービスの利用を希望される方や、家族が福祉サービスを選択するための情報源の一つとなります。

★ 自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきが得られます。
- 福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけが得られます。

自己評価は、職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや福祉施設・事業所全体での議論を経て、課題等が共有されることが重要です。

第三者評価の目的は、福祉施設・事業所の福祉サービスの質を向上させることですが、第三者評価で更なる質の向上の取り組み・改善策等を見出し、実際の取り組みにつなげていくことが重要です。

共有された課題、さらに第三者評価で得られた課題に、組織的に取り組む基礎となるものが自己評価だといえます。

★★ 評価結果を公表する意義

- 福祉施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになります。

評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービスや支援の内容、特徴をアピールすることができます。

福祉施設・事業所が第三者評価の受審を通して、福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等に発信し、理解を広げることが重要です。

その際には、ホームページや機関誌へ掲載するとともに、報告会等を開催することで、取り組みへの理解が一層深まります。

さらに、福祉施設・事業所で仕事をしたいという人にとって、有意義な情報となります。

評価基準と評価結果

～福祉サービス第三者評価事業に関する指針～

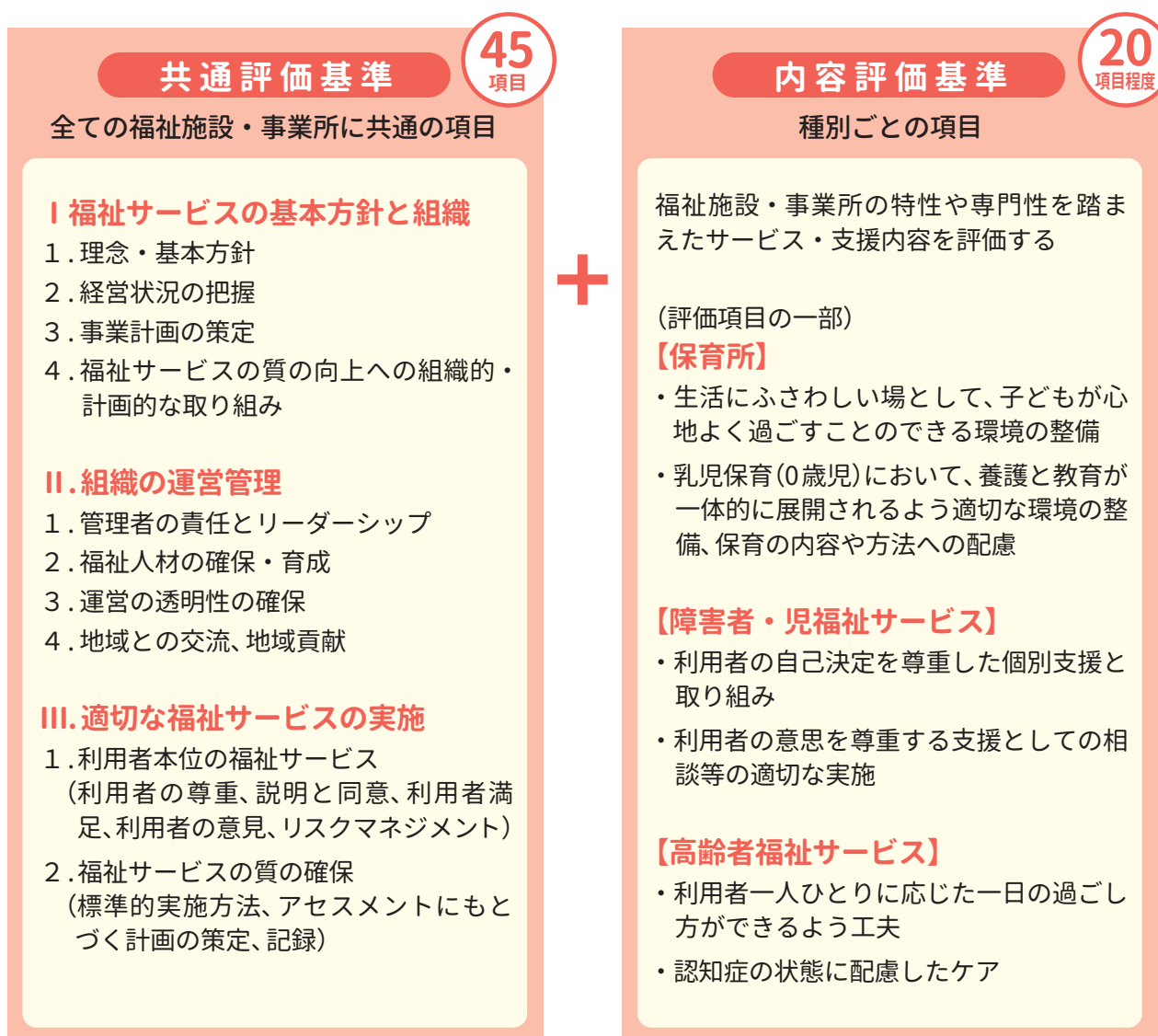


福祉サービス第三者評価は、国が示した『福祉サービス第三者評価事業に関する指針』をもとに都道府県が実施する事業です。

国は、平成26年4月1日に、『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正についてを通知し、①共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドライン、②公表ガイドライン等を改定しました。

■ 第三者評価は、評価基準をもとに 福祉施設・事業所のサービスの状況や内容を評価します。

国が示している『福祉サービス第三者評価基準ガイドライン』は、「共通評価基準(45項目)」と「内容評価基準(20項目程度)」で構成されています。



※各都道府県において使用される評価基準は、国の示したガイドラインに基づき、各都道府県推進組織が定めています。

■ 評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」です。

『福祉サービス第三者評価基準に関する指針』では、a・b・c評価の判断基準を次のように示しています。

a 評価

..... よりよい福祉サービスの水準・状態、
質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価

..... aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、
aに向けた取り組みの余地がある状態

C 評価

..... b以上の取り組みとなることを期待する状態

評価結果は福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

■ 評価結果は、利用者・家族への適切な情報提供と 福祉施設・事業所での質の向上や改善に活用できます。

評価結果の公表様式には、福祉施設・事業所の理念や基本方針、特徴的な取り組みなど、福祉施設・事業所の取り組みをアピールできる項目が記載されます。

また、評価項目ごとに判定理由等のコメントが記載されます。



受審した福祉施設・事業所の声

～第三者評価を経営や福祉サービスの改善に活かす～



経 営する福祉施設や事業所が増えるなか、法人全体として理念や基本方針を共有し、施設間・部門間の連携を強化することが課題となっていた。法人内の複数の施設におけるサービスの標準化の必要性と取り組むべき課題が明らかになった。

ト ータルな人材マネジメントシステムの構築と人材確保・定着」を施設の重点課題としているが、管理職のみならず、自己評価に関わった職員も必要性を理解することができ、施設内の「人材育成」への意識が変わった。具体的な課題が明確となり、職員それぞれのキャリア段階に対応した人材育成の仕組みを構築するため、業務改善委員会や法人事務局ワーキンググループで早急に検討することとした。

第 三者評価の結果のなかで改善を求める事項として、「薬に関するヒヤリ・ハットへの対策」があげられた。結果を受けて、事故発生原因の分析を行うと、「～しながら業務」が散見され、職員の意識の低さが大きな要因ではないかとの意見が出された。具体的な改善策を検討し、マニュアルを見直すとともに、職員の目につくところに注意を促す文書を掲示した。こうした取り組みにより、ヒヤリ・ハットの減少につながっている。

利 用者・家族へのアンケートは、施設的环境や職員の対応についての意見が多く、家族の思いや日ごろ聞くことのない意見・要望等を知ることができた。全職員で共有すべきものとしてとらえ、利用者・家族の言葉に耳を傾けていくことの大切さを実感することができた。

第三者評価受審のための参考書籍

『福祉サービスの第三者評価 受け方・活かし方』
全国社会福祉協議会発行

- ▶ 保育所版(2016年)
- ▶ 障害者・児福祉サービス版(2017年)
- ▶ 高齢者福祉サービス版(2017年)

受 審を機に確認・作成した文書や書類は、サービス内容の「見える化」、「言語化」となり、職員間で共通理解を得ることができた。またその後のサービスの実践、見直し、改善においても役立った。

第三者評価の Q & A

Q1 評価機関には、どのようなところがありますか？

- A** 都道府県推進組織のホームページ、または福祉医療機構のホームページ(WAM NET : <http://www.wam.go.jp/>)の第三者評価情報をご参照ください。
- また、各評価機関のホームページでは、所属する評価調査者(資格・経歴)、評価実績、標準的な評価の流れ、評価料金、評価機関の特徴等が公表されています。

Q2 受審申込みから結果公表までの期間はどのくらいですか？

- A** 福祉施設・事業所と評価機関の計画にもよりますが、おおむね3ヵ月から半年程度です。

Q3 受審費用は、どのくらいかかりますか？

- A** 受審料は評価機関によって異なります。詳細は各評価機関にお問い合わせください。
- *社会的養護関係施設は、30万8,000円が措置費の第三者評価受審加算と算定されています。
 - *第三者評価の受審および評価結果の公表を行った保育所に対しては、受審料の半額程度を公定価格の加算(15万円)として補助されています。

Q4 誰が調査や評価を行うのですか？

- A** それぞれの専門分野で一定の経験や資格を有し、かつ、評価調査者養成研修を修了した者が評価調査者となります。また、評価は2名以上でチームをつくり、一貫して評価にあたります。

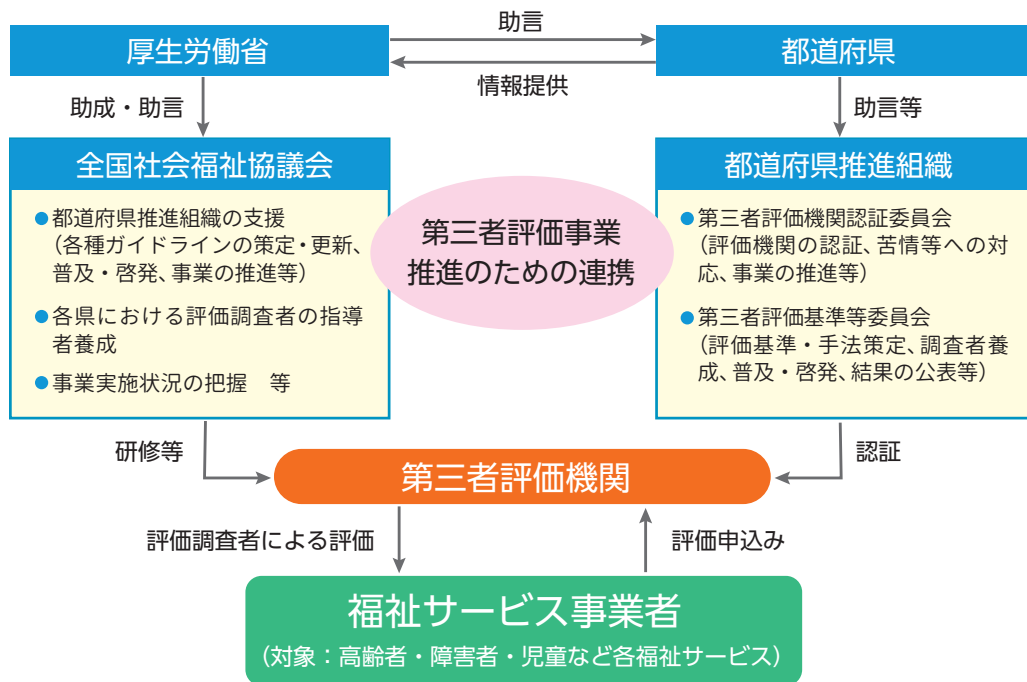
Q5 訪問調査では、どのようなことをするのですか？

- A** 評価調査者が福祉施設・事業所へうかがい、評価項目等に基づき聴き取りをします。期間は概ね1～2日です(評価機関によって異なります)。
- 施設・事業所内の見学をはじめ、自己評価結果や事業計画等の事前に提出した資料をもとに聴き取りや資料確認等が行われます。利用者や職員に対して、訪問時に聴き取りが実施される場合もあります。

Q6 評価結果には、評価調査者の主観が入り、客観性に欠けるのではないですか？

- A** 評価結果が1人の評価調査者のみの判断とならないよう、取りまとめの際には、複数の評価調査者による合議を行っています。
- 評価機関において、評価結果の報告書を確定する際に、公平性や客観性をより高めるため、「評価決定委員会」を設置して協議を行う場合もあります。
- また、評価調査者は、自らの専門性、客観性を高めるため、日ごろから福祉制度の動向を把握するとともに各種研修に参加し、評価調査者自身の質の向上に取り組んでいます。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護のために

福祉サービスを必要とする人々が増加し、支援を必要とする人々のニーズが多様化・深刻化するなか、福祉サービスは量的拡充とともに質の向上が求められています。

第三者評価は、福祉施設・事業所が、継続的に福祉サービスの質・改善に取り組むための方法のひとつです。評価のプロセスを通じて、質の向上に取り組む職員の意識高揚や継続的に質の向上に取り組む組織づくりにつながります。

また、福祉サービスについては、利用者が福祉サービスの専門性を評価しにくいこと、利用者と事業者の対等性が確保しづらいこと、福祉制度が理解しづらいことなどが課題とされています。第三者評価の受審により、客観的に福祉サービスの内容や水準を示すことは、利用者の権利擁護を実現することにつながります。

福祉施設・事業所は、第三者評価の受審と活用を組織として明確に位置づけ、定期的かつ継続的に受審していくことが求められています。

第三者評価事業に関する情報を掲載しています

全国社会福祉協議会 福祉サービス 第三者評価事業 [HP](http://shakyo-hyouka.net/) <http://shakyo-hyouka.net/>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721